CRPD/C/NZL/2-3

ニュージーランド　第2・3回合併締約国報告　(JD仮訳)

**障害者権利委員会**

2019年3月

**Combined second and third periodic reports submitted by New Zealand under article 35 of the Convention pursuant to the optional reporting procedure, due in 2019\***

**Committee on the Rights of Persons with Disabilities**

* 未編集版

**用語集**

**マオリ語**

Aotearoa　アオテアロア　マオリ語でのニュージーランドの呼称[[1]](#endnote-1)

Māori　マオリ　ニュージーランドの先住民族[[2]](#endnote-2)

Te Reo/ Te Reo Māori　テ・レオ/テ・レオ・マオリ ニュージーランドの先住民族の言語

Whānau　ホワナウ　拡大家族、家族グループ、多くの人になじみの呼称。伝統的なマオリ社会の主要な経済単位。現代ではメンバーとの親族関係を持たない友人を含んで用いられる場合もある[[3]](#endnote-3)。

**略語**

ACC　事故補償公社　Accident Compensation Corporation

CRPD 国連障害者権利条約

DPO連合 障害者団体の連合。現在、DPO連合には、障害者によって構成されている、または主に障害者が管理している7つの組織がある[[4]](#endnote-4)。

IMM 独立監視機構　Independent Monitoring Mechanism　人権委員会、オンブズマン事務所、DPO連合で構成される。

NZSL ニュージーランド手話言語。

**はじめに**

**1.** ニュージーランド（NZ）政府は、障害者の権利を承認し、引き続き前進させる機会として、CRPDの実施に関する第2回および第3回の合併審査を歓迎する。(訳注　この報告ではpeople with disabilitiesではなくdisabled peopleが使われているので、訳語を障害者とした。)

**2.** 以下の報告は、国連障害者権利委員会が提起した質問に対する回答を提供する。これらの質問は太字で書かれており、その下に政府の回答が記載されている。

**3.** 本報告では、「障害者」(disabled people)という言葉を使用する。これはNZの障害戦略 2016-2026（障害戦略）[[5]](#endnote-5)で使われている言葉であり、障害者とそのホワナウ(拡大家族) [[6]](#endnote-6)で構成されている戦略の懇談会[[7]](#endnote-7)の助言に基づいている。

**4.** 本報告の作成にあたり、政府はDPO連合、障害分野の組織、IMM、一般市民と協力した。

**5.** 第1回目の定期審査以降、多くの変更が行われ、障害者の権利をより大きく実現する機会が生まれた。これには以下が含まれる。

- 2017年の総選挙後の政権交代により、障害者問題担当大臣[[8]](#endnote-8)が入閣し、現在に至っている。

- 新政権は玉座演説(speech from the throne)の中でインクルージョンへの強力な支持を表明した[[9]](#endnote-9)。また次の多くの改革と諮問を行った。

- 学習支援行動計画2019-2025の作成。

- 国立および宗教ベースのケア施設における歴史的虐待の検証に関する王立委員会。

- 精神保健と依存症に関する政府調査。

- 福祉専門家諮問グループの創設[[10]](#endnote-10)。

- 2018年予算では、障害者サービス、支援、就労プログラムへの4年間の大幅な追加投資（約4億6,000万ドル）が盛り込まれた[[11]](#endnote-11)。

- 2018年、内閣は「利害関係者と協力して、完全にアクセシブルなNZを実現するためのアプローチの設計を開始する」ことに合意した。これには、「完全にアクセシブル」とはどのようなものかについての共通理解を深めることや、アクセシビリティの基準や規則を法定化する可能性を探ることが含まれる。内閣への報告は2019年6月に予定されている。

- 年2回、障害者に影響を及ぼす戦略的な政策問題について各大臣がIMMから直接話を聞くために、障害者問題に関する閣僚統率グループ(A Ministerial Leadership Group)が設置された。

- 2016年には障害戦略の改定、2015年には障害者行動計画2014-2018の更新、現在は障害者行動計画2019-2022の策定に向けて更新が進行中。また障害戦略を監視する成果枠組みの策定[[12]](#endnote-12)。

- NZSL戦略と行動計画の策定、およびろう者コミュニティのメンバーで構成されるNZSLを促進・保護するためのNZSL理事会の設立[[13]](#endnote-13)（質問20a参照）。

- アクセシビリティ憲章[[14]](#endnote-14)の始動。これは、障害者が公共の情報やサービスをより利用しやすくするための政府の公約である。

- 公共建築物の所有者や設計者に、利用者全員のニーズを初めから考慮するよう奨励する「すべての人のための建築」指針[[15]](#endnote-15)の公表。これはアクセシブルな公共建築物を設計するときの指針となる。

- 国勢調査やいくつかの政府調査[[16]](#endnote-16)にワシントングループの障害に関する短縮版質問[[17]](#endnote-17)を盛り込んだことにより、障害に関するデータは改善されつつある。これらの質問により、障害者とそうでない人との比較が可能になった[[18]](#endnote-18)。このような前進があったにもかかわらず、政府全体のデータ収集の中では、障害者、特に障害児や障害の種類別に集計されたデータ情報が得られないものがまだ多く存在している。

- 「働く人生」[[19]](#endnote-19)事業は、健康状態や障害のある利用者に健康、社会、雇用を統合的に支援する新しい方法を試行・評価するために開始された[[20]](#endnote-20)。これは社会開発省と保健分野との戦略的連携である。

- 政府は、最低賃金免除の撤廃の裏付けとなる賃金補填アプローチの設計案を障害分野と協議する予定である。

- 政府は、障害者支援制度の大幅な変更を行っている。

- 2018年10月から中部中央地区保健委員会の地域[[21]](#endnote-21)で障害者支援制度の変革のための試行事業がスタートした。この試行事業は「力と影響」(Mana Whaikaha) [[22]](#endnote-22)と呼ばれている。

- この試行事業では、障害者とその家族とホワナウは、提供されるサービスに合わせて生活しなければならないのではなく、自分が望む生活を送るために必要な支援についての選択肢を増やし、より大きな意思決定ができるようになる。これが「Enabling Good Lives（生活改善）」アプローチである。

- 政府は、障害者やその家族と共同で試行事業を設計した。政府は、障害者とその家族、そしてホワナウが障害者支援システムの中心に居続けることを保証するための仕組みを確立した。

- 試行事業の主な特徴は、障害児、障害青年、成人障害者、そしてその家族とホワナウが、彼らに付き添う「つなぎ役」[[23]](#endnote-23)にアクセスでき、様々な方法でシステムに迎え入れられることである。情報や手続きは、地域社会の多様なニーズを満たすためにアクセスできるようになる。

- 試行事業の初年度には、そのモデルを改良して完成させるために、「試し、学び、修正する」アプローチをとり、NZ全土での新しい障害者支援システムの展開に関する将来の決定に生かす。

**目的と一般的義務（第1～4条）**

(訳注　原文には上記の小見出し（CRPDの条項とタイトル）はない。以下同じ)

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第1項に対する回答**

**6.** 法律の改正には以下のようなものがある。

- 「2017年教育（更新）改正法」では、学校での隔離を禁止し、拘束の使用を規制している（質問14(d)参照）。「1989年教育法」は現在、「異なるグループや異なる個人的特徴を持つ人の社会での包摂の重要性」の公約を含む教育制度の永続的な目標を定めている。

- 「1989年児童の福祉法」[[24]](#endnote-24)の改正（質問7(b)、21(a)参照）にCRPDへの明示的な言及を含める。

-「2018年社会保障法」[[25]](#endnote-25)を修正して、緊急給付を受けるために治療を受けることを強制する権限を削除した。

- 現在、家族ケア政策に関する差別への苦情申し立てを認めていない「2000年NZ公衆衛生および障害者法」[[26]](#endnote-26)第4部Aを廃止する方向で検討がなされている（質問5(d)参照）。

- 2018年には、「利害関係者と連携して、完全にアクセシブルなNZを実現するためのアプローチの設計を開始する」ことが閣議で承認された（「はじめに」参照）。

**7.** 障害者行動計画2014-2018[[27]](#endnote-27)には、CRPDと矛盾する法律を特定し、整合性を改善するための選択肢を検討する取り組みが含まれている[[28]](#endnote-28)。障害者問題局は、協議を通じて、CRPDと矛盾すると思われる法律のリストを特定した。次のステップは、それらの法律の中身を評価することである。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第2項に対する回答**

**8.** 政府は、障害者行動計画を通じて、障害戦略に基づく行動を調整し、後押しする。

**9.** 既存の障害者行動計画2014-2018には、複数の政府機関が主導する優先度の高い重要な行動が含まれている。政府機関は、DPO連合から指定された指導者と密接に連携しながら、それぞれの取り組みを主導する。必要な資金は政府機関の運営予算で管理されている。行動の実施、成果、評価、監視は、通常の政府機関のプロセスを通じて行われる。

**10.** 障害者行動計画の管理機構は、公共サービス部門の最高幹部グループ（および関連する上級官僚グループ）とDPO連合である。

**11.** 政府は、DPO連合とともに、公的協議を経て新しい障害者行動計画（2019-2022年）を策定中である。この計画は、2016年の障害戦略とより密接に連携し、IMMによって特定された6つの主要な問題を含んでいる[[29]](#endnote-29)。これらに関する作業は、IMMと並行して、障害者問題に関する閣僚指導グループを通して進められはじめている。

**12.** 障害戦略の進捗状況を監視するために、成果枠組みが開発されている[[30]](#endnote-30)。政府と障害者[[31]](#endnote-31)が共同で28の指標案を作成した。指標のすべてに既存の測定手段があるわけではないので、測定手段を開発するための作業が続けられている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第3項に対する回答**

**13.** 障害者に影響を及ぼす政策改革について障害者と連携することは、政府機関に期待されていることである。これは、障害戦略の重要な原則の一つである。

**14.** 障害者とその代表組織は、すべてのレベルで関与している。例えば、

- 閣僚との定期的な会合（障害者問題に関する閣僚指導グループを含む）。

- 管理の役割 - 障害者行動計画2014-2018、障害者支援システム変革試行事業、NZSL理事会。

- 共同参画-障害者支援システム変革試行事業（「はじめに」参照）とNZ障害戦略改訂懇談会[[32]](#endnote-32)

- 公的協議 - 障害戦略と障害者行動計画 2019-2022 について。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第4項に対する回答**

**15.** 政府は、DPO連合に次のための資金を提供している。

- 政府機関と共に「障害者行動計画2014-2018」の策定、実施、監視を共同で主導する（年間10万ドル）。

- IMMの一環として、障害者主導でCRPDの監視を行う（質問32参照）（年間275,000ドル）。

**16.** 2017 年の審査[[33]](#endnote-33)を受けて、DPO連合はドナルド・ビーズリー研究所(Donald Beasley Institute) [[34]](#endnote-34)と契約し、障害者主導の監視を実施した。これはより広範な障害者に関する事項の監視を行い、障害のあるマオリ、障害のある太平洋地域の人々、および言語を持たない人の声へのアクセスを向上させることを目的としている。

**平等及び無差別 (第5条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第5(a)項に対する回答**

**17.** 1993年人権法は、公共生活の多くの分野での差別からNZ人を保護する反差別の枠組みを設定している[[35]](#endnote-35)。1990年NZ権利章典もまた、国家によって行われる（人権法で定められたのと同じ理由による）差別を受けない権利を確認している。

**18.** 次の理由による差別が禁止されている。

- 性別（ジェンダーを含む）

- 婚姻関係

- 宗教的信念

- 倫理的信念

- 皮膚の色

- 人種

- 民族または国籍

- 障害[[36]](#endnote-36)

- 年齢

- 政治的意見

- 雇用形態

- 家族の状況

- 性的指向。

**19.** 人権法の下では、障害者に合理的配慮を提供しない場合は、差別となる可能性がある。雇用主、商品やサービス、住宅や教育の事業者は、特別なサービスや設備を含め、必要に応じ障害者に合理的に配慮する義務がある。人権法は「合理的」とは何かを定義しておらず、これはそれぞれの特定の状況によって決定される。

**20.** 人権法では、障害者の親族や関係者（配偶者、介護者、事業協力者を含む）を本人の障害を理由に差別することは違法とされる。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第5(b)項に対する回答**

**21.** 2018年6月15日に終了した年度に人権委員会は370件の違法な障害者差別の申し立てを受けた。

**22.** これらの申し立てのうち35件は、障害を含む複数の理由による違法な差別を訴えていた。うち7件の申し立てでは年齢差別をともなう障害差別が示されている。

**23.** また、障害と家族の状況に関する申し立ては7件、性別と障害の両方の差別に関する申し立ては6件であった。障害と一緒に取り上げられたその他の理由の件数はより少なかった。

**24.** 2017年6月30日に終了する年度に、人権委員会は、違法な障害者差別に関する419件の申し立てを受けた。これらの申し立ては、違法な理由による申し立て全体の中の最大の割合を占めていた。

- これらの申し立てのほとんどは、公共サービス機関（特に学校）の方針や実践での障害者の扱いについてのものであった。

- 雇用問題は、違法な障害者差別を主張する申し立ての中で2番目に多いものであった。

**25.** 1993年人権法の遵守は、以下を通じて達成される。

- 人権委員会の調査機能と申し立てのプロセス

- 政府の政策

- 権利保有者自身のエンパワメント。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第5(c)項に対する回答**

**26.** CRPDの「合理的配慮」の定義はすでにNZの法律で認められており、NZの裁判所はCRPDの第2条に沿って一貫してこれを適用している[[37]](#endnote-37)。NZ にも合理的配慮に関するガイドラインがある[[38]](#endnote-38)。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第5(d)項に対する回答**

**27.** 2018年9月、政府は2000年NZ公衆衛生・障害者法第4部Aを廃止する意向を含めて、保健サービス「家族ケア補助」(Funded Family Care)を変更する計画を発表した。政府は、家族ケア補助を通じて家族介護者を支援するより良い方法を決定するため、独立したファッシリテーターの参加のもと集中的な的を絞った利害関係者協議を開催した[[39]](#endnote-39)。

**28.** 2015年には、家族ケア補助制度に対する独立評価が実施初年度の事業展開後に完了した。評価では、この政策がほとんどの家族にプラスの影響を与えていることが判明したが、制度へのアクセスと使いやすさを向上させるために、いくつかの改善すべき点が指摘された[[40]](#endnote-40)。

**29.** 2016年、この制度は以下のように修正された。

- 権利擁護者の役割を明確にし、障害者のための支援付き意思決定を導入する。

- 対象となる障害者やその介護者の間で、家族ケア補助も選択肢の１つになり得るという認識を深める。

- 申請、インフォームド・コンセント、支援つき意思決定のプロセスの改善

- フォローアップ監視の訪問を最初の1ヶ月に1回、その後は年1回の再評価に減らす。

**30.** 家族介護者への不払いに対する賠償請求は2019年2月に高裁で審理される予定だったが、当事者間で和解し、2018年12月に訴えは打ち切られた[[41]](#endnote-41)。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第5(e)項に対する回答**

**31.** 政府は、マオリや太平洋地域の人々を含む障害者の機会と成果を向上させることを目的とした様々なプログラムを実施している。しかし、マオリおよび太平洋地域の障害者のみを対象とした特定のプログラムは存在しない。

**32.** 最近の法改正[[42]](#endnote-42)により、政府は、子どもの貧困を減らす成果を生み出すための行動を確実に行って、子どもが経験する貧困の影響と社会経済的不利益を軽減することを新たに義務づけられた（質問26(b)参照）。

**33.** マオリや太平洋地域の人々を含め、すべての障害者への雇用支援サービスが存在している。

**34.** 「よい仲間」(Whānau Ora) [[43]](#endnote-43)は、家族・仲間へのエンパワメントを実現し、世代を超えたウェルビーイングを改善するための、影響力を生かすアプローチをとっている。これは「権限委託モデル」によって運営されている。これは非政府機関が、一連のウェルビーイングの成果を生み出す契約を政府と結ぶものである。資金は、サービスや支援を提供する地域社会の中で、ホアナウとその家族のニーズや願望に応えられるようなサービスや支援に投入される。

**35.** NZマオリ盲人協会は障害者団体であり、マオリのカーポ（盲人、視覚障害者、盲ろう者）とその家族のためのサポートとアドバイスを提供している。また、太平洋障害者団体の設立に向けた作業も進行中である。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第5(f)項に対する回答**

**36.** 学習支援行動計画2019-2025の策定が優先課題となっている（質問22(c)参照）。

***見極め***

**37.** 早期介入サービス[[44]](#endnote-44)は、ニーズの早期発見と出生時からの学習支援へのアクセスを確保する。

**38.** B4学校検診[[45]](#endnote-45)は、子どもが4歳になるすべての家庭に提供される普遍的な健康事業であり、子どもが学校に入学する前に追加の支援が必要かどうかを見極めることを目的としている。

**39.** 発達の目標基準に達していない子どもは、児童発達サービスに紹介されることがある。このサービスは、専門職による評価を提供し、介入・管理サービスを組織し、他の機関と連携して、子どもが総合的な支援を受けられるようにしている。

***支援***

**40.** 高度の学習ニーズを有する生徒の大多数は、特別な学校ではなく、一般の学校に通っている。特別な学校は、高度のニーズを有する生徒を支援しているのであるが[[46]](#endnote-46)。

**41.** 継続的資源制度(Ongoing Resourcing Scheme)は、2018年7月1日時点で、最も高いニーズを有する9,377人（全学校の生徒の1.2％）に学習支援を提供している。

**42.** 集中包括支援(Intensive Wraparound Service)は、行動や社会・学習面でのニーズが非常に複雑で困難（知的障害を伴う場合もある）で、学校や家庭、地域社会での支援を必要とする少ない人数の生徒を対象としている[[47]](#endnote-47)。集中包括支援を利用できる生徒の数は、2018年度予算以降に増加した。

**43.** 2018 年、障害者支援サービス（DSS）は約34,000人を支援した。これらの利用者のほぼ半数は知的障害を持っていた。DSSは、継続的な支援を必要とする長期的な身体的、知的、または感覚的機能障害を持つ人々（一般的には65歳未満）を対象に、障害者支援サービスを購入している。

**44.** 知的障害のある人は、DSSの地域居住サービス(Community Residential Services)で暮らす人の83％（6,000人強）を占めている。このサービスの利用者は、安全で満足のいく家庭生活を体験し、地域社会の環境で生活できるように24時間サポートを受けている。

**45.** 行動支援サービス(Behaviour Support Services)は、自分自身や他者に危害を加える危険性のある困難な行動をとっていて、そのため社会の主要な要素から排除される可能性がある個人に対して、個人とその家族、およびホワナウと協力して活動する。2017年に18歳以下で行動支援サービスを受けた人は1,789人であった。

**46.** 政府は、心理社会的および／または知的障害のある子どもを支援する学校に助成する資源を新しく用意した[[48]](#endnote-48)。

**47.** 政府は、知的・学習障害者の保健サービスへのアクセスと健康状態の改善に取り組んでいる（質問23(a)参照）。

**障害のある女性 (第6条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第6(a)項に対する回答**

**48.** 2002 年以降、内閣社会ウェルビーイング委員会のすべての政府文書には、以下の事項が含まれなければならない。

- ジェンダー影響評価　-　ジェンダー分析が行われたかどうか、また、政策提案が男性と女性に異なる影響を与えると予想されるかどうか、影響はどの程度かを記載する。

- 障害の視点からの評価　-　これは、政策や提案が障害者に与える影響を検討する。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第6(b)項に対する回答**

**49.** 2018年6月15日に終わる年度における障害者差別を主張する申し立て370件のうち、187件（50.5％）が女性から寄せられた。主なテーマは、女性の健康、母子、裁判所の措置、雇用に関する事項の4つであった。女性に固有な申し立ては以下のようなものであった。

- 体外受精（IVF）治療

- 産後うつ

- 子どもをケアする能力の判定に及ぼすメンタルヘルスの影響

- 子宮内膜症を含む女性の体調不良による仕事に関連する問題。

**50.** 2013年障害者調査は、女性障害者は平均して、障害のない女性よりも経済的・社会的状態が劣悪なことを示した[[49]](#endnote-49)。次回障害者調査は2023年に予定されている。男女別に集計された障害者データは、2018 年の国勢調査から利用可能になる予定である。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第6(c)項に対する回答**

**51.** 2014 年以降、政府は、省庁横断的な「家族と性暴力」活動プログラムを実施している。

**52.** 性暴力防止諮問委員会[[50]](#endnote-50)は、障害者が利用できる性暴力防止プログラムはどれか、その有効性、またそれが実際の結果にどう影響するのかを理解するための研究を承認した。研究結果は、将来のプログラムや取り組みを強化するため設計や開発に生かされる。

**53.** 家庭内暴力の被害者や加害者のための政府資金によるプログラムやサービスは、それらを必要とする人には誰にでも提供されている。障害女性に特化した支援には、以下のようなものがある。

- 小冊子「家庭内暴力と障害者」[[51]](#endnote-51)

- ろう者、聴覚障害者、盲ろう者、言語障害者の電話利用者が、国の家庭内暴力ヘルプライン／緊急ラインに連絡するためのアクセシブルな選択肢。

**54.** 施設内暴力を含め、障害女性へのジェンダーに基づく暴力に対処するための具体的な保健上の取り組みはまだ行われていないが、「家庭内暴力と性暴力のための共同事業」は、まもなく、在宅ケアを含む障害者の状況を考慮した国家戦略を策定する予定である。

**55.** すべてのNZ国民は、普遍的な性と生殖の健康サービスを受けることができる。障害故に追加的な支援を必要とする障害者には、専門サービスが提供される。政府は「性と生殖の健康行動計画2018-2027」を策定中である。この計画では、障害女性を含む障害者が弱い立場にある集団として認識されており、この集団への性教育の普及率を高めるための具体的な行動が盛り込まれている。それは、サービス提供者と障害者によって行われることになる。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第6(d)項に対する回答**

**56.** 障害戦略は、障害者に影響を与える意思決定に障害者が関与すべきであると述べている。

**57.** 2018年に政府は、2021年までに国のすべての部門の委員会を男女均等に構成することを約束した[[52]](#endnote-52)。しかし障害女性がこれらの委員会に参加するための具体的な制度的枠組みはない。

**58.** NZには、障害のある女性と少女を代表する特定の組織はない。

**59.** 障害女性は、障害問題に関する意思決定に関与してきた。それには以下の事例がある。

- NZ障害戦略改定懇談会[[53]](#endnote-53)に障害女性２名（17％）が任命された。

- NZSL理事会[[54]](#endnote-54)にろうの女性２名（20％）。

- 保健省のマオリ障害者諮問グループ「光の世界に従う」（Whāia Te Ao Mārama）[[55]](#endnote-55)の半分はマオリの女性である。

- 障害者支援システム変革試行事業の共同設計の際には、マオリや太平洋民族出身の障害女性がこの事業の設計、指導、管理、意思決定のグループに関与してきた[[56]](#endnote-56)。この管理運営グループの10％が障害女性である（このグループの33％が障害を持っている[[57]](#endnote-57)）。

- 太平洋地域の障害者問題について助言する「生きるための活動」指導グループ[[58]](#endnote-58)の議長は女性である。

- マオリの障害女性1名が福祉専門家諮問グループ[[59]](#endnote-59)の委員で、NZ住宅公社の理事でもある[[60]](#endnote-60)。

**60.** 政府は障害女性の雇用支援に特化した戦略を持っていない。障害女性は、障害者が雇用を獲得し、継続することを支援する様々な雇用サービスや障害者サービスを利用できる。障害に特化したサービスの変更については、障害女性との協議が確実に行われるように配慮されている。

**障害のある児童 (第7条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第7(a)項に対する回答**

**61.** NZの法律では、子どもに影響を与える決定において、子どもの意見が、年齢と成熟度に応じて、適切に考慮されるように定められている。障害のある子もない子も、同じ年齢・成熟度テストが平等に適用される。

**62.** 例えば、脆弱な障害児が、自分に影響を与える決定において自分の意見を考慮してもらう権利は、1989年児童・青年・家族法(Oranga Tamariki Act)に規定されている[[61]](#endnote-61)。これは、障害児が自分の意見を表明し、理解されるように、必要があれば支援者や専門職が関与する形での支援を提供しなければならないと規定している。

**63.** 2018 年、政府は障害のある子どもや若者と次のようなことを行った。

- 世界で最も素晴らしい教育制度を作る方法を聞かせてもらうために、「教育会話」(Kōrero Mātauranga) [[62]](#endnote-62)を実施した。政府は障害のある子どもや若者が参加できるよう配慮し、すべての人がアクセスできるよう配慮した。

- 子どもと若者のウェルビーイング戦略（質問26(b)参照）。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第7(b)項に対する回答**

**64.** 子どもへの影響評価ツール[[63]](#endnote-63)は、提案された政策が子どもや若者に与える影響を検討するために使用される。このツールには政策や提案が障害のある子どもや若者に対して具体的にどのような影響を与えるかを検討することが含まれている。このツールへの指針[[64]](#endnote-64)はCRPDを含む国連条約を参照するよう提案している。

**65.** 2019年7月1日以降に施行される予定の1989年児童・青年・家族法の修正では、明確にCRPDを取り入れている。同法は、同法に基づき権限を行使する裁判所またはその他の人は、国連子どもの権利条約（UNCROC）およびCRPDに定められた権利を含め、子どもと若者の権利を尊重し、支持しなければならないと規定している[[65]](#endnote-65)。

**66.** 「児童・青年・家族法の実践枠組み」[[66]](#endnote-66)は、子ども、若者、その家族、そしてホアナウと協働する第一線のソーシャルワーカーを含む実践者のための指針を定めたものである。この実践枠組みには、次のことに関する指針が含まれている。

- 障害児の権利の促進と保護

- 国連子どもの権利条約と障害者権利条約

- 障害のある子どもや若者への支援。

**67.** 質問7(a)及び21(a)を参照のこと。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第7(c)項に対する回答**

**68.** 「入口評価」(Gateway Assessments)により、政府は、法定ケアの対象とされている、または対象とされるリスクのある子どもを特定したり、彼らに対応することが認められている。「入口評価」では、子どもの健康、教育、社会的、情緒的ニーズを全面的に評価する。そして、そのニーズに対応する計画が作成される。計画には、子どもとその家族、ホアナウ、介護者のためのさまざまな支援やサービスへのアクセスが含まれる。

**69.** 「高度・複雑なニーズチーム」[[67]](#endnote-67)は、高度で複雑なニーズ（障害に伴うものが多い）を持つ子どもや若者の家族、ホアナウ、介護者を支援している。このサービスでは、言語療法、作業療法、心理的サービス、集中的な子育てサービスなどの支援が用意されている。

**70.** 新しい「学習支援アプローチ」が試験的に実施されている。これは、インクルーシブな教育の中で適切な教育を適切な時期に提供するために、より子どもたちのニーズに焦点を当て、保護者やホアナウがより利用しやすいようにすることを目的としている。

**71.** 障害者支援システム変革の試行事業（Mana Whaikaha[[68]](#endnote-68)）は、障害のある子どもたちとその家族によりよい支援を提供する。この事業の中の、「ターボキッズ」(TurboKids)は、子どもや若者、そのホアナウに、計画的な早期・即時支援の選択肢を提供する、機関を超えた協力的なアプローチである。これに参画するチームは定期的に会合を開き、高度で複雑なニーズを持つ障害児に関する話し合いの機会をもっている[[69]](#endnote-69)。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第7(d)項に対する回答**

**72.** NZでは、1980年代の脱施設の過程を経て、知的障害者のための最後の大規模な入所施設が2006年に閉鎖された。

**73.** 2018年11月、公的協議を経て、「国のケアおよび宗教ベースの施設のケアにおける歴史的虐待に関する王立委員会」[[70]](#endnote-70)が正式な形で設立された。聞き取り調査では2020年に中間報告を、2023年に最終報告を提示する予定である。

**74.** 聞き取り調査では次のことを行う。

- 1950年から1999年までの間の（これらの日付を裁量によって超える場合がある）、国のケアおよび宗教に基づく施設のケアにおける子ども、若年者、脆弱な成人の歴史的虐待を調査する。

- 身体的、精神的、性的虐待、ネグレクト、重篤な精神的または身体的危害をもたらした不適切なケアなど、国のケアで発生した虐待の本質と程度を検討する。

- 国のケアにおける虐待による影響の格差が、マオリやその他のグループに見られたかどうかを理解することに努める。例えば、ジェンダー、LGBTQI[[71]](#endnote-71)の人々、太平洋地域の人々、障害者、精神保健上の問題を抱える人々ごとに。

**75.** 全国ケア基準(National Care Standards) [[72]](#endnote-72)は、法定のケアまたは保護の下にあるすべての子どもや若者を対象としていて、2019年7月1日に施行される。ケア基準の付則2は、子どもと若者のための権利を文書として提示している。

***犯罪としての捜査***

**76.** 医療施設を含むケア施設での障害者に対する虐待や拷問の申し立てに関連して、どれだけの刑事捜査が行われたかは不明である。これは、歴史的な身体的・性的虐待の申し立てについて記録されたデータが、国家ケアに関わる申し立てと他の歴史的な身体的・性的虐待の調査とを区別していないためである。

**77.** 政府は、1993年以前の精神科施設における歴史的虐待の申し立てに関連した刑事調査を関知していない[[73]](#endnote-73)。

***苦情申し立て***

**78.** 健康・障害コミッショナー事務所は、健康・障害サービスに関する申し立てを解決することができる[[74]](#endnote-74)。

**79.** オンブズマン事務所[[75]](#endnote-75)は、国の機関に関する苦情申し立てを受理することができる。

**80.** 監察局[[76]](#endnote-76)は、刑務所内の受刑者からの苦情申し立てを受理することができる。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第7(e)項に対する回答**

**81.** 里親家庭や養育者は、いかなる子どもを政府が預ける場合であっても、事前に強制的な審査を受けることになる。このプロセスには警察の審査、身元照会、家庭の評価、児童・青年・家族法のケース管理システムの中に保管されている書類の審査が含まれる。

**82.** 新しい集約された養育者情報システムの導入により、審査や養育へのその他のプロセスの透明性が確保される。例えば、このシステムはすべての養育者の研修および育成活動の記録が保存される。

**83.** 1989年児童・青年・家族法には、特定のニーズに対応した特別な保護と支援がケア対象の子どもや若者に提供されることを求める新しい原則が含まれている。この法律に基づいて、法的責任者が監護・管理しているすべての子どもや若者に適用される全国的なケア基準の規則[[77]](#endnote-77)が作成された。このケア基準では、アセスメントと計画は、障害関連ニーズを含め、あらゆる子どもや若者のニーズを満たすために必要な支援を特定しなければならない。

**84.** 児童・青年・家族法は、子どもや若者に関するケアや保護の懸念に対処するために、まず第一に子どもや若者の家族、ホワナウ、グループ[[78]](#endnote-78)、集団[[79]](#endnote-79)、家族グループと協力して、その子どもや若者がケアの場にとどまることができるかどうかを判断する。重度の障害を持つ子どもが自宅でケアを受けられるようにするためには、家族が受け入れやすく、ニーズに合った障害関連の専門的な支援やサービスが必要とされる。

**意識の向上 (第8条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第8(a)項に対する回答**

**85.** 「別の見方をしてみよう」(Think Differently)（2010～2015年）は、障害者の排除を減らすために社会的・文化的規範を転換することを目的としたソーシャル・マーケティング運動であった。この運動は、単に意識を高めるだけではなく、行動変容を支援する条件を整えることを目的としていた。この運動に関しては、意図した対象者が変化への約束を行い、約束から実際の行動変化へと移行し始めたことが評価されている。

**86.** 人権委員会は、障害に関するスティグマ、差別、定型化された観念を減らすための社会変革プログラムを作成することを計画している。このプログラムは予算待ちとなっている。

**87.** 「心のままに、私らしく」（Like Minds, Like Mine）[[80]](#endnote-80)は、精神疾患を経験する人々の社会的インクルージョンを高め、スティグマや差別を減らすための国家プログラムである。このプログラムは、意識を高め、態度を変えることに成功しているが、差別が解消されるまでには至っていない[[81]](#endnote-81)。

**88.** 「自信をもって障害者雇用を」(Disability Confident)キャンペーン[[82]](#endnote-82)（2016-2017年）は、障害者を雇用することの利点を広め、雇用主の態度を変えることを目的としていた。

**89.** 政府は、NZのろう者社会の言語を尊重し、彼らへの理解を高めるNZSL週間を支援している。

**90.** いじめ防止策については質問22(e)を参照のこと。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第8(b)項に対する回答**

**91.** メディアキャンペーンは、精神疾患の経験を持つ人々の社会的包摂性を高め、スティグマや差別を減らすために、「全国うつ病イニシアチブ」[[83]](#endnote-83)と「心のままに、私らしく」事業を引き続き推進してきている。

**92.** メディアは、地域出版物の中で、「自信をもって障害者雇用を」キャンペーンの記事をいくつか掲載した（質問8(a)参照）。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第8(c)項に対する回答**

**93.** 障害戦略は、障害者が生きることが障害者以外の人と同等の価値を持つことを確認している。

**94.** 質問8(a)を参照。

**施設及びサービス等の利用のしやすさ (第9条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第9(a)項に対する回答**

**95.** 2004年建築法は、障害者が公共建築物を訪問したり、その中で働くための合理的かつ適切な対策をとることを求めている。また、既存の建物を段階的に改善することも求めている。建築要件はNZ建築コードに記載されている。

**96.** 地方自治体の地域当局は、建築や改造の際に、建築物がアクセシビリティの要件を満たしているかどうかを確認している。

**97.** アクセシブルな公共建築物の設計に関する指針「すべての人のための建築」（Building for Everyone）は、障害部門と共同で作成され、2019年1月に公開された[[84]](#endnote-84)。「はじめに」を参照のこと。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第9(b)項に対する回答**

**98.** 2004年の建築法の改正によって、小規模な工場や産業用建築物に対して1975年から実施されているアクセシビリティ要件の適用免除を撤回するための予定はない。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第9(c)項に対する回答**

**99.** 公共空間の大部分を所有または管理しているのは地方自治体であるが、公共空間への障害者の普遍的なアクセスを確保するための具体的な方策はない。

**100.** 公共スペースに関する現在の規則と対策は以下の通りである。

- 公共スペースへの安全なアクセスを提供するための措置の指針を示している2002年地方自治体法（図書館、博物館、保護区、およびその他のレクリエーション施設や地域社会にあるトイレを含む）。

- 1991年資源管理法は、環境（公共スペースを含む）の中で予定される工事は2004年建築法と2002年地方自治法に準拠している必要があると規定している。

- NZの都市計画規格[[85]](#endnote-85)は、障害者を含むすべての人が公共空間にアクセスできるようにする都市デザインの質を高めることを示している。

- 盲人・視覚障害のある歩行者のための施設指針：盲人や弱視、移動障害のある人を支援する歩行者施設の設計と設置のためのモデルとなる事例を提供している[[86]](#endnote-86)。この指針は2015年に更新され、2018年にはNZ運輸局により見直された。

- 歩行者計画・設計ガイド（The Pedestrian Planning and Design Guide）[[87]](#endnote-87)は、移動障害のある人を含むすべての利用者のための歩行環境に関する指針とモデルとなる事例を提供している。この指針は2018年に見直しが行われ、2019/2020年には交通部門向けに歩行者訓練コースの更新が予定されている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第9(d)項に対する回答**

**101.** 障害戦略は、戦略実施のアプローチとしてユニバーサルデザインを推進している。

**102.** 住宅・都市開発・運輸大臣[[88]](#endnote-88)は、これらの分野におけるユニバーサルデザインを支持するいくつかの声明を発表している。

**103.** 政府がユニバーサルデザインの原則を適用している事例は以下の通りである。

- 2004年建築法は、障害者が公共の建物を訪問したり、その中で働くために、合理的で適切な対策を求めている。

- ユニバーサルデザインの原則は、NZ住宅公社[[89]](#endnote-89)の住宅新築の基準の一部となっている。

- 政府は、「NZ建築」(KiwiBuild)プログラム[[90]](#endnote-90)を通じて、今後10年間、初めて住宅を購入する人のために 10 万戸の手ごろな価格の住宅を建設することに取り組んでいる。多岐にわたる住宅プログラムの一環として、政府は、この事業が障害者を含む多様な世帯の様々なニーズをどう支援できるかを検討している。ユニバーサルデザインの要素は、プログラムが時間をかけて拡充する中で検討される側面の一つである。

**104.** 内閣は、「利害関係者と協力して、完全にアクセシブルなNZを実現するためのアプローチの構想に取り掛かる」ことにも合意している。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第9(e)項に対する回答**

表　車いすホイスト付きタクシー台数[[91]](#endnote-91)

| 年度(6月が年度末) | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 車いす用ホイスト付きタクシー台数 | 317 | 326 | 383 | 435 | 345 |

表　車いす対応の公共バス台数[[92]](#endnote-92)

| 年度(6月が年度末) | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 車いす対応の公共バス台数 | 1 940 | 2 020 | 2 021 | 2 210 | 2 361 |
| 公共バス車両に占める割合 | 87.8% | 85.0% | 84.5% | 86.9% | 94.5% |

**105.** 政府は公共交通サービスに共同出資している。政府の契約は、時間の経過とともにバス車両がよりアクセシブルになることを求めている。この契約はアクセシブルなバスの比率の向上に貢献してきている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第9(f)項に対する回答**

**106.** 現在の公共交通機関の電子チケット方式は、NZの一部の地域で「アクセシブルな」割引を提供しているが、その適用方法は様々である。将来的には、以下のようになると我々は期待している。

- 公共交通サービスの支払いは、全国的に共通の方法でなされる。これにより、公共交通の利用が容易になる。例えば、公共交通の利用者は、公共交通機関を乗り換えて移動する際の支払いに、単一のトークン（例えば、スマートカードやスマートフォン）だけで済むようになる。

- 検札のインフラはよりアクセスしやすくなる。例えば、車椅子でのアクセスを可能にするための鉄道駅のより広い改札口や、公共交通車両に搭載された検札機の表示形式の適切な標準化などである。

**107.** 旅行・時刻表情報へのアクセスを保証するために、政府と事業者はいくつかの対策を講じてきた（例えば、リクエストに応じて音声と点字の標識を提供するなど）が、統一的なアプローチには至っていない。

**危険な状況及び人道上の緊急事態(第11条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第10 項に対する回答**

**108.** 2015年の全国市民防衛危機管理（CDEM）計画の改定では、災害リスク軽減の計画と戦略に、障害者のアクセシビリティと包摂性の規定が明示的に盛り込まれた。これには以下が含まれる。

- 障害者問題対策室を国レベルの支援機関とし、緊急時には福祉ニーズを持つ障害者への支援を調整するための情報や助言を提供する。

- この計画を拡大し、災害リスク軽減サービスに、医療サービスのみではなく、障害者支援サービス（例えば、聴覚・視覚サービス、在宅・地域支援、自閉症スペクトラム障害者支援など）を含める。

- CDEM機関[[93]](#endnote-93)が緊急時の公共情報を管理して、「障害者を含む、できるだけ多くの人々に届けるために、幅広いチャンネルやメディアを利用する」ことを求めること。

- CDEM機関が、翻訳者や通訳の使用、ライブ字幕、および／または大活字版を含め、公共情報へのアクセスを確実にするための実践的な対策を講じることを期待すること。

**109.** 政府はNZろう協会[[94]](#endnote-94)と正式な協力関係を結び、緊急時に何をすべきかについて、ろう者コミュニティとの関わりを深め、情報を提供している。政府は、緊急時に地域のCDEMグループがメディア向けに説明を行う際のNZSL通訳の費用を負担する取り組みを試験的に行っている[[95]](#endnote-95)。

**110.** 新しい「災害に対してしなやかで強い国家戦略」は、仙台フレームワークの優先事項に向けた進展を示すものである。政府はその策定に障害者を関与させた。戦略では障害者を特に重視している。

**法律の前にひとしく認められる権利(第12条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第11(a)項に対する回答**

**111.** CRPD と整合性のある支援付き意思決定を認めるための法改正への取り組みは現在進行中ではなく計画もされていない[[96]](#endnote-96)。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第11(b)項に対する回答**

**112.** 「健康と障害サービスの消費者の権利章典」[[97]](#endnote-97)は、人々が情報に基づいた選択をし、インフォームド・コンセントを与えることができるようにすることを規定している。これには、健康と障害サービスにアクセスする際に提供される情報の形式、言語、方法を人々が理解でき、効果的なコミュニケーションを図る権利が含まれている[[98]](#endnote-98)。

**113.** 障害者支援システム変革事業の試行での主要な注目点は、障害者が支援とその生活への選択肢と意思決定権を持つことができるようにすることである。政府は、支援を受ける人が意思決定支援を利用できるようになることを目指している。障害者支援サービスでは、障害者に家計管理サービスへのアクセスを提供できる。「はじめに」と質問 5(f)を参照のこと。

**114.** 「家族ケア補助」(Funded Family Care) [[99]](#endnote-99)の規則と方針（質問5(d)参照）は、その利用者のための支援付き意思決定の必要性を認識しており、そのことは家族ケア補助制度の見直しの一環として検討されている。

**115.** 地域社会の居住サービス契約のもとでは、1988年個人・財産権保護法または他の法律が適用されない限り、住居の提供者は、障害者が自分の金銭を管理する権利を侵害しないようにしなければならない。この場合、決定は本人の最善の利益のために行われる。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第11(c)項に対する回答**

**116.** 1988年個人・財産権保護法は、福祉後見申請のための規則を述べている。福祉後見人(welfare guardian)は、人が自分の福祉についての意思決定を行うか、または伝える能力を完全に欠いている（できない）場合、その人のために任命される。この後見人は、それが適切な意思決定が行われる唯一の方法である場合にのみ任命される。

**117.** 現在発効している後見人の数や、CRPD批准後に法的能力を回復した人の数に関するデータを提供することは可能ではない。

**118.** 福祉後見の申請が承認された件数が、2008年の743件から2017年には1,525件に増加していることは知られている[[100]](#endnote-100)。裁判官は、福祉後見を終了または変更させることができるが、これらの変更に関するデータは収集されていない。

**司法手続の利用の機会(第13条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第12(a)項に対する回答**

**119.** ACCは、海外からの旅行者を含むNZのすべての人に提供される無過失傷害保険である。個人は怪我をした場合、損害賠償請求権を放棄して、事故への包括的な給付と補償を受けることができる。この保険は、傷害予防、リハビリテーション、補償の3つの機能を備えている。ACCのような総合傷害保険を提供しているのはNZだけである。

**120.** すべての請求者は、給付と受給資格に関するACCの決定の見直しを申請する権利がある。ACCの決定の見直しを申請するのは無料で、請求者は費用を受け取ることができる[[101]](#endnote-101)。法務省が管理する法律扶助は、一部のケースではACCの決定の見直しや不服申し立てに利用できる。しかし、ACCの請求は費用が掛からず、代理人もかかわらないので、その請求に法律扶助が使われることはない。

**121.**  ACCは、サービスの提供を改善し、問題の早期解決を促すために、紛争解決プロセスの変更を導入した。請求者が法的権利やACCの決定に異議を申し立てるプロセスを理解できるようにするための無料の独立した案内サービスが、2019年半ばまでに開始される予定である。このサービスは、年間4,400人[[102]](#endnote-102)の利用者がACCの決定に異議を申し立てたり、よりよく理解したい場合に、そのプロセスを案内するときに役立つことが期待されている[[103]](#endnote-103)。ACCは、このサービスのアクセシビリティの広がり（特にマオリ、障害者、言語や識字能力のニーズのある人の）に関して、大いに期待している。

**122.** ACCはアクセシビリティ憲章に準拠している（質問20(d)参照）。

**123.** 調査員(reviewer) [[104]](#endnote-104)は独立して行動し、自然的正義の原則を守り、意思決定に関して十分な注意を払わなければならない。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第12(b)項に対する回答**

**124.** 一般的に、法廷は、裁判に役立つ可能性のあるあらゆる陳述書、文書、情報、または事項を証拠として受理する（そのような資料が裁判で認められるかどうかは問わない）。

**125.** 国会は最近、法務省が管理する裁判へのアクセスを増加させる法律[[105]](#endnote-105)を可決した。この変更は、視聴覚設備やその他の遠隔アクセス設備の使用を標準化し、適切な場合には、対面によらずに事項を審問するという選択肢を提供する。これは、交通費がアクセスの障壁となり得ることを認識している。

**126.** 法律扶助は一部の裁判での手続きで利用可能である[[106]](#endnote-106)。法律扶助は、法律サービス委員会が法律上の代理人が必要であり、扶助がなければ相当の苦難を被ると考える場合には、他の法廷でも認められることがある。

**127.** 誰が法的援助を受ける資格があるかどうかは、収入とその訴えの利益などの要因によって判断される。助成金の種類と金額は、障害が裁判へのアクセスを妨げる可能性があるかどうかを含む個々のニーズに合わせて調整される。

**128.** 2018 年、政府は法律扶助政策のあり方を見直した。見直しには障害者を含むさまざまな人口集団へのこの政策の影響を探ることが含まれていた。何らかの変更の決定は2019年に行われる予定である。

**129.** 人権審査裁判を含む多くの裁判は、個人が司法に確実にアクセスすることができるように、請求者が提訴料や関連費用を支払うことを必要としていない。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第12(c)項に対する回答**

**130.** 少年司法制度における心理社会的および／または知的障害のある若者の出現率に関するデータは収集されていない[[107]](#endnote-107)。

**131.** その代わりに、NZは健康障害や障害の国際的な出現率データを依頼人に提供している。このデータが、2011年から2015年の青少年の法医学的精神保健および依存症サービスの開発、規模、資金調達に活用された。

**132.** 私たちの全国的なデータ収集では、各地域で法医学的精神保健の専門家によるサービスにアクセスした若者の数（人口統計学的データを含む）と、そのようなサービスに彼らが何回かかわったかを追跡しているが、提供された介入の詳細までは追跡していない。すべてのサービス提供者からのデータを入手することはできないため、このデータは不完全である。

**133.** NZの司法制度における神経発達障害（特に胎児性アルコール症候群障害）のある青少年犯罪者の出現率データはない。私たちは現在、このグループに対する包括的な介入と支援サービスを提供できていない。

**134.** 政府は、時系列研究：「NZでの生育」研究のデータを用いて、胎児性アルコール症候群障害の地域出現率を推計する予定である[[108]](#endnote-108)。これにより、どのようなサービスが利用できるかを知ることができるようになる。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第12(d)項に対する回答**

**135.** 第1回目の定期審査において、障害者権利委員会は、司法研究所がDPO連合と協力して、CRPDおよびNZの裁判所や裁判にかかわる障害者の権利に関する訓練プログラムを実施するよう勧告した。

**136.** 政府はこの勧告を司法研究所に伝えた[[109]](#endnote-109)。

**身体の自由及び安全(第14条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第13(a)項に対する回答**

**137.** 2018年1月、政府は「精神保健と依存症に関する調査」を開始した。

**138.** 2018年11月、この調査は政府に報告「健康への道」（He Ara Oranga）[[110]](#endnote-110)を提示した[[111]](#endnote-111)。報告は、「人権に基づくアプローチを反映し、支援付き意思決定を促し、精神保健のリカバリーとウェルビーイングモデルと整合性を保ち、強制的な治療を最小限に抑える措置を提供するため、1992年精神保健（強制的な評価と治療）法を廃止し、新しい法律に置き換えること」を勧告した。政府は2019年3月に正式にこの提示に回答することを予定している。

**139.** 精神保健法では、評価期間と強制治療命令の最初の1ヶ月間は、同意なしの治療を実施できる。その後は、精神保健審査裁判によって任命された精神科医が、その治療が患者の利益になると考えない限り、同意なしに治療を受けさせられることはない。

**140.** 2019年、政府は、現行法の適用を可能な限りCRPDと密接に整合させるために、同法の実施指針の見直しと改訂に着手した。これには、同法に基づく同意及びセカンドオピニオンに関する手続きの見直しが含まれる。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第13(b)項に対する回答**

**141.** 政府は、2017 年に精神保健法と1990年NZ権利章典（Bill of Rights Act）および CRPDとの関係を検討した[[112]](#endnote-112)。精神保健法の差し替えの勧告については、質問13(a)を参照のこと。

**142.** 同法には、個人が勾留の適法性の審査を求めることを可能にする規定が含まれている。質問 13(c)を参照。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第13(c)項に対する回答**

**143.** NZでは、強制的な精神保健治療を目的として、あるいは有罪判決を受けた場合、人は自由を奪われることがある。自由の制限は、効果的な治療を確保し、本人と他の人の安全を守るために必要最小限でなければならない。

**144.** 警察や矯正機関に拘留された場合、その拘留の合法性を検証するために、人身保護令状を請求することは誰でも可能である。

**145.** 1992年精神保健（強制評価と治療）法に基づいて拘留されている人は、その状態の見直しを求めて、精神保健審査裁判を申し立てることができる[[113]](#endnote-113)。

表　精神保健審査裁判の決定に関するデータ[[114]](#endnote-114)

| 年 | 2014/15 | 2015/16 | 2016/17 | 2017/18 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査された申請件数（精神保健法79条） | 62 | 62 | 69 | 63 |
| 「強制的な状態からの解放は不適」と判断された申請件数 | 57 | 56 | 63 | 58 |
| 「強制的な状態からの解放は適」と判断された申請件数 | 5 | 6 | 6 | 5 |

**146.** 彼らはまた、次のことを求めることができる。

- 自分の状態についてのセカンドオピニオンを得るための独立した精神医学的アドバイス

- 精神保健法の対象となる人からの苦情を調査できる地区検査官[[115]](#endnote-115)の無料サービス。

**147.** その他の保護には次のようなものがある。

- 最初の拘留期間を超えた評価や治療には、裁判官が同意する必要がある。

- 責任担当臨床医は、入院治療命令をいつでも地域治療命令に変更することができる。また責任担当臨床医は、6ヶ月ごとに患者の状態を確認しなければならない。

- 裁判官、精神衛生審査裁判、または責任担当臨床医のいずれかが適切であると判断した場合、その人は解放される。

**148.** 2003年知的障害（強制的なケアとリハビリテーション）法の対象となる知的障害のある人は、刑事司法制度において次のことが認められている。

- 法的代理人とともに彼らの入所に不服を申し立てる

- 強制的なケアを受けている間の薬の使用について、セカンドオピニオンを求める

- その他の保護措置には、6ヶ月ごとの継続的なケアとリハビリテーションの必要性の審査、家庭裁判所へのケア・コーディネーターの報告義務[[116]](#endnote-116)、家庭裁判所による審査[[117]](#endnote-117)、定期的な臨床審査[[118]](#endnote-118)、裁判官による照会（申請に基づくか、あるいは裁判官自身の意思による）[[119]](#endnote-119)が含まれる。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第13 (d)項に対する回答**

**149.** そのことを目的とする刑事司法制度の見直しは行われていない。

**150.** 2003年刑事訴訟法（精神的機能障害者）法は、その法律に基づく命令に責任を負う前提として、犯罪を構成する行為の責任を明らかにする裁判の場に置かれるのに適していない人を判別することを求めている[[120]](#endnote-120)。裁判の場に置かれるのに適していないとされたり、心神喪失を理由に無罪であるとされた個人は、裁判所が公共または特定の人または特定のグループの人の利益のために必要であると判断した場合にのみ拘留することができる[[121]](#endnote-121)。

**151.** きちんとした抗弁を行うことができない者に対して全面的な裁判を行うことは適切ではない。政府は、この法律には適切な保護手段が含まれており、適切なバランスをとっていると考えている。

**152.** 同様の命令は、犯罪で起訴されたか否かにかかわらず、1992年精神保健（強制評価と治療）法に基づいて、あらゆる人に対して行うことができる。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(第15条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第14(a)項に対する回答**

**153.** これらの慣行を排除するための法的措置は取られていないが、政府は、隔離、拘束、その他の同様の措置の使用を減らすことに真剣に取り組んでいる。

**154.** 精神保健施設における隔離・拘束の削減のための改正基準が2009年に施行され、全国の成人病棟における隔離者数は、それ以降、28%減少した[[122]](#endnote-122)。

**155.** 2017年には、ベッドへの拘束を4つの刑務所に限定し、他の手段で怪我を防ぎ安全を確保することが効果的でない場合にのみ使用するように方針が改められた。政府は、刑務所でのベッドへの拘束をやめることを検討している。

**156.** 「隔離ゼロ：2020年までに隔離をなくす」（Zero Seclusion: toward eliminate seclusion by 2020）事業が2018年3月に開始された[[123]](#endnote-123)。この事業を実施することは共同立案段階から公表されており、長期的な変化を支援する上での消費者、家族、ホアナウの役割が特に重視されている。この事業では、マオリの精神保健利用者とそのホワナウにとっての文化的に適切なアプローチを強く支持している[[124]](#endnote-124)。

**157.** 2016年に開始された「安全な実践のための効果的なコミュニケーション事業」[[125]](#endnote-125)では、入院精神病床での拘束や隔離を減らす方法について、エビデンスに基づいた情報を提供している。

**158.** 2018年2月、政府は、2022年12月までに夜間安全手続きの使用を廃止するための精神保健サービスの移行期指針を公表した[[126]](#endnote-126)。

**159.** 政府は、知的障害者のある人の隔離事例に関するデータの収集・報告方法を改善した。2019年からは、これらのデータが公開されることになる。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第14(b)項に対する回答**

**160.** 政府は、受刑者が障害や精神保健問題を抱えているかどうかを示すデータを持っていない。すべての受刑者は、彼らが持つどのような状態や障害に関しても、支援、治療、ケアを受ける権利がある。

**161.** 確かに、次のことはわかっている。

- 受刑者の91％は、終生にわたる精神衛生や薬物乱用の障害の診断を受けている。

- 2017/18年には、受刑者の99％が入所初日に健康診断を受けている（健康上のニーズや精神衛生上のニーズ、自傷行為や自殺のリスク、照会が必要かどうかなどを含む）

- 刑務所では、2017年4月から2018年12月までに4,247件の精神科臨床医への照会が行われた。

- 2017年には254人の患者が刑務所から法医学的精神保健サービスに移送され、強制的に精神保健の評価と治療を受けている[[127]](#endnote-127)。

表　司法精神保健チームが診察した刑務所内の受刑者数[[128]](#endnote-128)

| 年度(年度末は6月) | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受刑者数 | 3 280 | 3 440 | 3 690 | 3 890 |

**162.** 刑務所での精神保健サービスのために、政府が行っていること。

- 法医学的精神保健サービスの計画、設計、資源の確保方法に関する枠組みの開発。この枠組みは、提供者、利用者、学識者によって共用されている。

- 2017年に16の刑務所と4つの地域社会の矯正施設で、軽度から中等度の精神保健ニーズがある人を対象とした精神保健サービスを導入した。このサービスは、臨床医と契約して、刑務所内の人々や地域に根ざした治療命令に服している人々に直接働きかけるものである。2017年4月から2018年12月までに、5,856件のサービス照会があった。

- 2017年、自傷行為や自殺のリスクの高い人々をより確実に特定し、支援するプロジェクトを開始した。そのプロジェクトによって、刑務所全体としてのケアモデルが3つの刑務所で試験的に導入される。介入・支援病棟の人々を人道的かつ安全に管理するための支援付き意思決定の枠組みなど、このケアモデルのいくつかの部分はすべての刑務所施設にすでに導入されている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第14(c)項に対する回答**

**163.** オンブズマン事務所[[129]](#endnote-129)は、定期的に精神保健施設および知的障害の入所施設を訪問する。彼らは問題点を特定し、障害者の保護を強化し、障害者の治療や条件を改善するための助言を行う。2018年6月以降、オンブズマンの役割には、民間運営の高齢者介護施設に収容されている人の処遇を監視することが加えられた[[130]](#endnote-130)。これにより認知症ケアを提供する施設の監視が強化される。質問23(c)参照。

**164.** 政府は、2008年健康と障害（安全）基準[[131]](#endnote-131)（2018年に見直しが開始された）に対応して、サービス提供者との定期的な契約報告の一環として、障害者居住サービスを監視している。政府は、重大な事故や死亡を公表し、苦情申し立ての制度を提供している。

**165.** 2003年知的障害（強制介護とリハビリテーション）法と精神保健法に関しては、全国的には保健省のディレクターが、地域的には法定官吏[[132]](#endnote-132)と地区検査官が監視を担当している（質問13(c)参照）。

**166.** 政府は2005年以降、精神保健法統計を公表している[[133]](#endnote-133)。

表　2014年から2017年までの強制入院命令

| 年度(年度末は6月) | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入院治療命令（または延長命令）件数 | 1 784 | 1 791 | 1 722 | 1 690 |
| 1日の平均入院命令患者数（30条） | 619 | 654 | 589 | 651 |
| 1日の10万人当たりの患者数 | 14 | 14 | 12 | 13 |

**167.** 政府は、保健施設における拷問や虐待の苦情に関する統計データを収集していない。苦情申し立てのための手段は、保健・障害者委員[[134]](#endnote-134)、精神保健法・知的障害者法の地区検査官、精神保健審査裁判、拷問禁止条約の選択議定書に基づく国家予防メカニズム[[135]](#endnote-135)など、いくつか用意されている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第14 (d)項に対する回答**

**168.** 2017年教育（更新）改正法[[136]](#endnote-136)は、学校での隔離を禁止し、拘束の使用を規制した。

**169.** この改正により、どの学校も隔離や分離を行うことができなくなった。教育省の地方教育長は、隔離や分離についての報告を受けている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第14(e)項に対する回答**

**170.** 2017年に可決された教育法改正では、学校での隔離の実践は禁止されたが、身体的拘束を禁止するまでには至らなかった。ただし、その改正では、身体拘束の使用を、重大かつ差し迫った危害が明らかな状況に限定し、身体拘束が行われた場合に学校に報告義務を課した。

**171.** 2017年教育規則[[137]](#endnote-137)および身体拘束の使用に関するNZの登録学校の法定指針[[138]](#endnote-138)が、身体拘束の使用に関する指針として作成された。

**172.** 教育省は、1年後に法定指針を改定し、それを利用者グループ別に整理した。そして、許容される身体的接触の範囲を明確にし、エスカレーションを防ぐための情報を提供し、教員の行動の指針となる原則と価値基準を具体的に示すことにより、明確さと具体的な線引きを行い、実効性を高めた。

**173.** これらの規則は、学校が身体的拘束のすべての事例を教育省に報告することを義務づけている。これまでに、学校にいる 80 万人の児童・若者の 0.2％に当たる 3,559 件の事例が報告されている。報告された事例のほとんどが小学校（72％）と特別支援学校（22％）からであった。

**174.** 身体的拘束を最小限に抑えるために、学校には一連の積極的な行動支援が用意されている。これらの予防的な枠組みや資源は、学校職員の積極的な行動管理のスキルアップに役立つので、身体的拘束の必要性を減らすことができる。サポートには、学校全体の学習のための積極行動（PB4L）、積極行動のための指導、PB4L復元的実践、そして「インクレディブルイヤーズ教員向けプログラム（Incredible Years Teacher）」が含まれている。

**175.** 教育省は、全校の職員グループにUBRS(｢行動理解、安全対応｣(Understanding Behaviour, Responding Safely))訓練を実施している。UBRSは予防とエスカレーション回避の戦略に焦点を当て、法的枠組みを実践に結びつける。2019年2月15日現在、361校が研修を終了または終了する手はずとなっている。

**搾取、暴力及び虐待からの自由(第16条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第15(a)項に対する回答**

**176.** NZ警察は犯罪行為の苦情申し立てを調査する。

**177.** 心理社会的および／または知的障害のある人や障害女性に対する暴力や被害を減らすための明確な対策はない。

**178.** 搾取、危害、暴力、虐待のリスクを減らす行動には、以下がある。

- 学校におけるいじめ防止戦略。

- 高齢者への虐待やネグレクトのリスクを減らすための取り組み。

- 2つの調査の設置：国家ケアおよび宗教をベースとする施設のケアにおける歴史的虐待に関する王立委員会（質問7(d)参照）[[139]](#endnote-139)と、精神衛生と依存症に関する政府の調査（質問13(a)参照）。

- 「ネットセーフ」(Netsafe) [[140]](#endnote-140)は、有害なデジタル通信（オンラインでのいじめや虐待を含む）に関する苦情を受け付け、それらを解決する。苦情が解決されない場合は、地方裁判所に訴えることが可能である。

- 家庭内暴力を減らすための「それはダメ」(It's not Ok）キャンペーン[[141]](#endnote-141)は政府補助金を受けている。

- ｢太平洋プライド」(Pasefika Proud)キャンペーン[[142]](#endnote-142)は、太平洋地域の家族の暴力に取り組んでいる。

- 「E Tū Whānau」[[143]](#endnote-143)は、積極的変化を目指して、暴力のない、強くて立ち直る力のあるホアナウを支援する運動である。

- 「安心して話す」（Safe to Talk）[[144]](#endnote-144)は、性被害に関する守秘義務を伴う無料のヘルプラインである。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第15(b)項に対する回答**

**179.** 2018年11月、国会は2018年家族内暴力法と2018年家族内暴力（改正）法を可決した。これらの法律は、家族間の暴力をなくすために、刑法と民法に変更を加えている。

**180.** どちらの法律も障害者にも非障害者にも平等に適用される。しかし、2018年家族内暴力法は、障害者が家族間の暴力の状況で直面し得る脆弱性に特に注目して変更を加えている[[145]](#endnote-145)。質問 6(c)を参照。

**181.** 政府は、障害者支援サービスからの金銭的援助を受けている障害者を保護するための指針を2016年に発表した[[146]](#endnote-146)。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第15(c)項に対する回答**

**182.** 国家ケアおよび宗教をベースとする施設のケアにおける歴史的虐待についての王立委員会に関する質問 7(d)を参照。

**183.** 「秘密の傾聴・支援サービス」（2008～2015年）で、国のケアの中での虐待やネグレクトの懸念を抱いていたり、それを訴えた687人のために、最大12回のカウンセリングを行う資金が提供された。

**184.** ACCは、精神的外傷[[147]](#endnote-147)を経験した人、または身体的虐待や暴力により保険の対象となる身体的傷害を負った人で、認知的、感情的、行動的な問題を抱えている人のための支援に資金を提供している。これらのサービスには、カウンセリング、家族やホアナウにまで及ぶソーシャルワーク支援、文化的アドバイス、 グループセラピー、その他の公的資金が提供されている精神保健サービスへの紹介などがある。

**185.** ACC は、「繊細な神経を有する請求者」に対して、請求が受理されるのを待つ必要がないように、即時のサポートを提供している。これには、カウンセリング、ソーシャルワーク支援、家族やホアナウのサポートが含まれる。

**186.** 精神的外傷の基準を満たしていない請求者であっても、精神保健上の問題があり、リハビリに支障をきたす場合は、ACCはカウンセリングを含めたサポートを提供することがある。

**187.** 政府は、給付金受給者または低所得の障害者に対して、障害手当を通じてカウンセリング費用を賄うための支援を提供する[[148]](#endnote-148)。

**個人をそのままの状態で保護すること(第17条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第16(a)項に対する回答**

**188.** インターセックスの人の転換手術を防止するための法律を制定するための措置はとられていない。女性器切除は、医師によって、その人の身体的または精神的健康のために行われるのでなければ、明確な犯罪である。文化的、宗教的、またはその他の慣行や慣習は、(手術の)有益性を見出すための理由として考慮されてはならない。本人の同意は、この犯罪を正当化するものとはならない。

**189.** 政府は、DPO連合や障害分野の団体と協力して、立法上の保護措置の検討を含め、非治療的不妊手術に対する障害者への保護措置の改善に取り組んでいる[[149]](#endnote-149)。

**190.** 2018年7月、検討委員会は初会合を開いた。閣僚への最初の勧告は2019年3月に行われる。これは、同意のない治療（質問16(b)参照）をめぐるより広範な問題を対象とした更なる作業の必要性を示唆するものとなると見込まれている。

**191.** 現行法[[150]](#endnote-150)の下では、NZでは、障害者の同意のない不妊手術は以下の場合には違法とされない。

- 医学的に必要、

- 本人には、その処置にインフォームド・コンセントを与える能力がない、

- その人の臨床上のニーズや福祉に他の方法では十分に対応できない。

**192.** 必要不可欠な医療処置の避けられない帰結として避妊手術が行われる場合がある。政府は、医学的に必要な場合に、障害者に対する効果的な医療提供を拒否することは不当であると考えている。

**193.** NZの裁判所は、上記の基準を満たす同意のない避妊手術が行われる可能性があることを認めている。

- 裁判所の同意がある場合。

- 医療上の緊急時に同意がない場合、または

- 本人の福祉保護者が、本人の命を救うためまたは健康への重大な危害を防ぐため同意した場合[[151]](#endnote-151)。

**194.** 同意を与えるか、保留する能力を持っている場合、その人は次の権利を持つ。

- 医療処置を拒否すること[[152]](#endnote-152)。

- 治療の前に彼らの権利を知らされること[[153]](#endnote-153)。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第16 (b)項に対する回答**

**195.** アシュレイ治療[[154]](#endnote-154)は、成長抑制治療、不妊手術、乳房芽の除去などの多くの医療行為を含む。

**196.** 障害者行動計画2014-2018の行動7(b)では、アシュレイ治療に関する検討が開始される可能性がある。これはまだ始まっていない（質問16(a)参照）。

**197.** 子どもを大人の大きさにならないようにする成長抑制治療が、NZでは違法かどうかは曖昧である。NZ の家庭裁判所では、この問題は検証されていない。病院の倫理委員会が、NZで障害児の成長抑制治療を承認しているかどうかは不明である。2012年以降、NZでは2人の独立した倫理委員の承認を得て、障害児に成長抑制治療が行われたという報道が1件ある[[155]](#endnote-155)。

**198.** 成長抑制治療は、過去に子供の過剰な成長を抑えるために使用されたが、倫理的に大きなジレンマは生じなかった。利用データはないが、現在ではほとんど使用されていないことがわかっている。

**199.** 海外で成長抑制治療を受けた障害児の不妊手術が、裁判所の同意を得てNZで行われた最後の事例は2012年であった。

**200.** 障害児が海外で成長抑制治療を受けた場合、医療と障害者サービスへのアクセスを拒否されることはない。

**移動の自由及び国籍についての権利(第18条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第17(a)項に対する回答**

**201.** NZ移民局は、健康や障害を理由として居住権申請やそれに伴う不服申し立てが却下されたかどうかを記録していない。

**202.** NZ移民局は、ビザ申請を評価する際に、その人の健康状態が許容範囲内であるかどうかを判断しなければならない。

**203.** ビザ申請の審査では、その人が以下のような状態かどうかを検討する。

- 公衆衛生上の危険性があるかどうか。

- 医療と教育サービスに多大な費用と負担を求められることになるかどうか。

- ビザ申請の理由となっている仕事や勉学をすることができるかどうか。

**204.** 障害があることは、その人の健康状態が許容範囲内であるかどうかを事前に決定するものではない。

**205.** NZ移民局は、特定の状況下では医学上の条件適用を免除することができる。NZ移民局は、NZの医療サービスや特別教育サービスにかかると思われる費用やその費用を負担する家族の能力など、各人の状況を考慮する。

206. 障害のある申請者は、医療・教育サービスにかかわる費用や要求が大きいと評価された場合でも、医学上の条件適用の免除の対象となる場合がある。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第17 (b)項に対する回答**

**207.** NZの法律は、個人が個人の特性に基づいて異なる扱いを受けるので、移民問題は本質的に差別的であることを認識している。2009年移民法の392条は、2009年移民法と1993年人権法の関係を特定している。

**208.** 移民局は人権法を遵守することを目指している。明らかな逸脱がある場合には、そのための十分な理由が必要である。

**209.** 政府は、病気の流入に伴う公衆衛生上のリスクや、公衆衛生システムへの過剰な費用や要求を抑制する必要があるので、移民健康政策はCRPDの下でも適切であると考えている。

**自立した生活及び地域社会への包容(第19条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第18(a)項に対する回答**

**210.** ｢良い生活を可能にする｣(Enabling Good Lives)事業が拡大された。｢はじめに｣を参照のこと。

表　障害者支援制度の改革試行事業の予算の財源

|  | 2018/19 | 2019/20 |
| --- | --- | --- |
| 「健康志向」障害者支援の同等額負担金 | 7,179万ドル | 7,150万ドル |
| 2017年予算の臨時費 | 1,129万ドル | 995万ドル |
| **利用可能な資金総額** | **8,308万ドル** | **8,146万ドル** |
| 控除：試行事業前の支出額（2018年7月1日～9月30日） | 1,743万ドル |  |
| 試行事業期間中に使用可能な資金 | 6,565万ドル | 8,146万ドル |

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第18(b)項に対する回答**

**211.** 1987年以降、12の知的障害者施設または精神障害者施設が閉鎖された。大規模ケア施設の最後の施設（キンバリー）は2006年に閉鎖された。約4,000人の知的障害者が、地域に根ざしたサービスに戻った。キンバリーの住民の中には、既存の(施設)サービスへの転居を選択した者もいた。しかしながら、大多数の住民は、代替の地域生活の場に移動し、一部の住民は、NZ住宅公社の支援による住宅事業を通じて、本人と家族が選んだ新しい居住の場に移動した。地域社会に戻った住民の多くは、保健省からの障害者支援サービスを継続して受けている。

**212.** 2008年、ドナルド・ビーズリー研究所[[156]](#endnote-156)はキンバリーセンター住民の転居の結果について調査を行った。この研究によって、「知的障害者への脱施設の効果を調査した結果、適応行動、物質的生活水準、個人の発達、日常生活活動への参加、家族との接触、地域社会での活動への参加などの面での改善がおおむね示されている」ことがわかった[[157]](#endnote-157)。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第18(c)項に対する回答**

**213.** 政府は、障害者が自立して生活し、地域社会に参加できるようにするために、「在宅・地域支援サービス」と「支援付き居住サービス」に資金を提供している。

**214.** 政府は、著しい障害のある人の入所サービスに代わるものとして、「地域生活の選択」(Choice in Community Living) [[158]](#endnote-158)と呼ばれる新しいアプローチを試行している。これにより、人々は自分の家で生活しながら、資金助成や支援の方法を選択することができる。

**215.** 新サービスは2つの地域で試験的に実施され[[159]](#endnote-159)、他の3つの地域にも拡大された[[160]](#endnote-160)。2018年3月26日時点で175人がこの新サービスを利用している。現在のところ、障害者支援システム変革試行事業の効果を見るため、これ以上の拡大は予定されていない。

表　**サービスへの資金配分**

| 年度(年度末は6月) | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家庭・地域支援サービス－家事 | 5,090万ドル | 4,880万ドル | 4,530万ドル | 4,440万ドル |
| 家庭・地域支援サービス－介護 | 9,960万ドル | 1億640万ドル | 1億610万ドル | 1億1,250万ドル |
| 支援住居 | 5,160万ドル | 5,230万ドル | 5,540万ドル | 6,450万ドル |
| **合計** | **2億210**万ドル | **2億750**万ドル | **2億680**万ドル | **2億2,140**万ドル |

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第18(d)項に対する回答**

**216.** 障害者のためのアクセスしやすく手頃な価格の住宅を確保するための政府の戦略はない。

**217.** 民間建設業者の住宅事業においてアクセシブルな住宅を建設する法的義務はない。

**218.** 政府は、緊急に必要としている人々に合わせた社会的支援とともに、短期の宿泊施設を提供する際には、アクセシブルな宿泊施設を積極的に調達することができる。

**219.** NZ住宅公社（Housing NZ Corporation）[[161]](#endnote-161)は、国営住宅を提供している。可能な限り広い廊下を含む基本的なアクセシビリティ基準を満たすような住宅を建設することを要求している。これらの住宅は、ユニバーサルデザインの原則に沿って、様々な利用者のニーズに合わせて簡単に変更できるようにする必要がある。政府は、より多くの公共住宅を建設・改修する中で、障害者に適切な環境を提供するための方法を検討している。

**220.** 政府は住宅改造への資金を提供している（質問26(a)(iv)参照）。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第18(e)項に対する回答**

**221.** 障害者支援システム変革試行事業は、人々が利用する支援でのより多くの選択とコントロールを提供することを通じて、地域サービスへのアクセスを高める。「はじめに」を参照のこと。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第18(f)項に対する回答**

**222.** 政府の調査では、社会がインクルーシブで対応力があるかどうかについてのNZ人の主観的な思いの具体的な検証はしていない。

**223.** 2016年NZ一般社会調査は、NZの成人の社会的ウェルビーイングの現状を明らかにした。それによると、

- 障害のある成人の62％が、生活全体の満足度を10点満点中7点以上と評価（障害のない成人では85％）。

- 障害のある成人の75％が強い目的意識を持っていた（障害のない成人では89％）。

- 障害のある成人の50％は過去4週間に寂しさを感じなかった（障害のない成人では61％）[[162]](#endnote-162)。

**224.** これらのデータは、データの質と回答者の守秘義務を理由として、性別、年齢、民族別には集計されていない。

**個人の移動を容易にすること(第20条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第19 (a)項に対する回答**

**225.** 保健省は、「機器と改造サービス」に資金を提供している[[163]](#endnote-163)。

- 機器（全年齢対象）：無料で提供され、必要な期間貸し出される。例えば、入浴やトイレの補助器具、車椅子、ホイスト、歩行器、コミュニケーションや視覚を助けるための機器など。

- 住宅の改造：手すり、スロープ、浴室や台所の改造など、家の中や周辺のアクセスを改善するための住宅改造（恒久的または一時的）。

- 車両の購入および/または改造：ハンドコントロールや車載ホイストを含む。

**226.** これらのサービスは、長期的な身体障害、知的障害、感覚障害、または加齢に伴う障害(age-related disabilities)のある人で、利用基準を満たす人が利用できる。医療専門職は、受給資格と具体的ニーズを評価するため、利用者と協力して作業する。

**227.** 保健省は、複雑な車椅子やコミュニケーション支援機器を含む極めて複雑なニーズを持つ人のための専門的なアセスメントサービスを提供している。

**228.** 教育現場での配慮に関しては、質問22(c)を参照のこと。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第19(b)項に対する回答**

**229.** 保健省は、「機器と改造サービス」（質問19(a)参照）の管理・運営のため、2つの事業者と契約している。どちらの事業者も入札、パネル供給、一括購入、個別注文購入を利用して調達している。

**230.** 機器は競争に耐えられる価格で購入され、費用対効果と質の高い機器が確保されている。事業者は資産管理（修理・保守、リコール、回収、適切な改修、補助金による機器の再出荷）に責任を持つ。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第19(c)項に対する回答**

**231.** 政府は、障害の原因によって障害者に支給される給付金が異なることを認めている。

**232.** ACCは、障害者が移動機器を地域で利用できるようにするための全国的なアプローチを提供している。

**233.** ACCは、移動機器のすべての評価者と供給者に新しい技術を認識してもらい、それがより一般的に使用されることを求めている。

**234.** 2018年12月には、障害者が使用する技術の種類と、資金提供の枠組みやアクセスまでの道筋に関する障害者の意見についての報告書が公表された[[164]](#endnote-164)。

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会(第21条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第20 (a)項に対する回答**

**235.** 2018年予算で、感覚学校とNZSLに、次の4年間で3,020万ドルの予算が追加された。これによって、ろう児アドバイザー、NZSL通訳者、NZSL講師のための学習賞により多くの資金が提供される。

**236.** NZSL通訳者は需要を満たすのに十分な数ではない。現在のNZSL通訳者の卒業者数は、経験豊富な通訳者の数に取って代わるものではあるが、その数を増やすまでには至っていない。NZSL、英語、マオリ語[[165]](#endnote-165)の通訳ができるトリリンガルの通訳者は更に少ない。

**237.** ろう通訳者（自身がろう者である通訳者）を養成するための資金は用意されていない。

**238.** NZSLの流暢さに関する国の評価がないため、通訳の質にはばらつきがある。一方で、需要が拡大していることは確かであるので、資格のない通訳者の利用が増える可能性がある。政府は、NZSLに堪能な有資格専門職へのアクセスは限られ、また地域格差があるとの指摘をこれまでも受けている。

**239.** NZSLの利用と通訳サービスへの需要は、以下の理由で増加している。

- NZSLの理解度と認知度が高まっている。

- アクセスしやすい情報やサービスを提供しようとする政府機関の動きが活発化している。

- NZSLを教科として提供する学校が増えている。また、新しいサービスによって、就学前のろうの子どもの家族や教室で学んでいる聴覚障害のある生徒の、NZSLの個別指導教員や通訳へのアクセスが強化されている。

**240.** 個別資金助成の導入や障害者支援制度改革の動向も通訳需要に影響を与えることになるであろう。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第20 (b)項に対する回答**

**241.** NZSL理事会戦略2018-2023年では、言語計画の5つの優先事項に年間12.5百万ドルの競争資金が割り当てられている。5つの優先事項にはマオリと太平洋地域のろう者のニーズが含まれる。

**242.** アクセス可能な情報のための資金は、政府の一般予算で提供されている。障害のあるマオリおよび太平洋地域の人々が、すべての分野で情報へのアクセスを確保できるようにすることを目的とする特定の資金配分はない。質問20(d)を参照のこと。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第20(c)項に対する回答**

**243.** アクセシビリティ憲章（質問20(d)参照）は、このこと(訳注：情報アクセシビリティの義務化)を実現するための新しい仕組みである。

**244.** しかし、内閣は「主要な利害関係者と協力して、完全にアクセシブルなNZを実現するためのアプローチの設計を開始する」ことに合意した。現在法制化の可能性を含めていくつかの選択肢の検討作業が進められている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第20(d)項に対する回答**

**245.** 政府はアクセシビリティ憲章を発表したが、これは公共の情報を障害者がより利用しやすいものにすることを政府が約束するものである[[166]](#endnote-166)。この作業は、DPO連合との共同事業として行われた[[167]](#endnote-167)。これまでに、37の政府機関（39機関中）がアクセシビリティ憲章に署名している。これにより、政府機関の職員はアクセシブルな環境を目指して活動することが義務づけられる。スタッフが誰に連絡すればよいのか、また様々な資料を提供すための形式の基準を知るための資源が職員には用意される。

**246.** 最初に重視されることは、わかりやすい版（EasyRead）、点字、NZSL、音声情報の運用能力を高めることである。これらの言語やフォーマットで政府の情報を提供することにより、より多くの障害者が情報を直接理解し、利用することが容易になることが期待されている。

**247.** 政府は、テレビの字幕と副音声解説に年間280万ドルの資金を提供している。政府は、NZの字幕に関する調査（2017年8月）の結果を受けて、字幕と副音声解説の割合を高める政策を策定中である[[168]](#endnote-168)。

**248.** 著作権（マラケシュ条約実施）修正法案は、NZがマラケシュ条約に加盟することを可能にするために、1994年著作権法を改正するものである。この法案が現在の形のままで可決されれば、印刷物利用の障害のある人やその代理人として活動する人は、著作権者の許可なしに、著作物のアクセシブルな形式のコピーを作成できるようになる。このコピーは、NZ の「認可団体」にも提供されるかもしれない。

**249.** 質問 20(e)を参照のこと。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第20(e)項に対する回答**

**250.** 政府機関によるウェブ・アクセシビリティ基準の遵守は、2003年に閣議決定された[[169]](#endnote-169)。総務省はこの遵守を監視している。2014/15年、政府機関は、ウェブ・アクセシビリティ基準に照らし合わせてウェブサイトを自己評価し、報告するように指示された。その目的は、現在の政府機関の遵守状況を確認し、改善のためのベースラインを設定することであった。2017 年までに完全な遵守が期待され、2017/18 年にはフォローアップ自己評価が実施された。

**251.** 2014/15 年度の自己評価を実施した結果、研究会、ガイダンス、専門知識グループ、共通のウェブプラットフォーム、ウェブサービス委員会などを用いた機関支援モデルが実施された。

**252.** 2017/18 年には、遵守状況を評価し、今後の遵守支援活動に役立てるため、自己評価プログラムが再度実施された。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第20(f)項に対する回答**

**253.** 政府は、政府機関が支援技術（支援機器）の柔軟な調達が可能となるよう調達のひな型（成果協定のひな型および管理計画のひな型を含む）を提供している。

表 支援機器の資金

|  | 2014/15 | 2015/16 | 2016/17 | 2017/18 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| リハビリ機器、義肢、聴覚機器の資金（ACC出資） | 5890万ドル | 6690万ドル | 7350万ドル | 8170万ドル |
| 点字タイプライターや朗読ソフトなど、学校の授業への学生のアクセスを支援する資金（教育省出資） | 180万ドル | 230万ドル | 250万ドル | - |
| 訓練または就労中の障害関係の費用への財政支援（社会開発省の資金）[[170]](#endnote-170) | 620万ドル | 580万ドル | 470万ドル | 680万ドル |
| 設備および改造サービス（保健省出資）（質問19(a)参照） | 5,800万ドル | 6,300万ドル | 6,850万ドル | 7,400万ドル |

**家庭及び家族の尊重(第23条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第21(a)項に対する回答**

**254.** 1989年児童・青少年・家族法は、1989年オランガ・タマリキ法(Oranga Tamariki Act)に改称された。

**255.** 現在、同法の第141、142条[[171]](#endnote-171)は、虐待やネグレクトの問題が具体的に指摘されていない場合に、親が自発的に障害児を施設での家庭外保育に預けることを認めている。これは、子どもや若者に精神的または身体的な障害があり、必要なレベルのケアを提供できると認定された機関でなければ適切なケアを提供できない場合にのみ認められている。

**256.** 第141、142条の廃止は2019年7月1日に施行される[[172]](#endnote-172)。オランガ・タマリキ法は、この法律に基づいてケアを受ける障害児が、法定ケアシステムの他の子どもと同じケアの仕組み、保護、保護規定の対象となることを保証する責任を負うことになる[[173]](#endnote-173)。

**257.** 2014年脆弱な子ども法（現在は子ども法と名づけられている）の見直しは予定されていない。この法律は、脆弱な子どものウェルビーイングを保護し、改善するために導入された対策措置の一つである。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第21(b)項に対する回答**

**258.** 当面、1955年養子縁組法第8条の見直しの予定はない[[174]](#endnote-174)。

**259.** 第8条は、裁判所が特定の状況下で子供の養子縁組において生みの親の同意を省略することを認めている。その特定の状況には、裁判所が、生みの親が精神的または身体的能力の欠如に起因する子の世話をするのに不適当であり、かつそれが無期限に続く可能性があると認めた場合が含まれる。これまでの裁判所による決定は、第8条に基づいて生みの親の同意が省略される前に、著しいレベルの無能力が厳然とした形で存在していなければならないことを示している。

**260.** 同意を省略するかどうかを決定するとき、裁判所は他の関連する要因を考慮に入れることができる。たとえば、D対W[[175]](#endnote-175)のケースで裁判官は、家族支援や専門職の支援なしでは子どもの世話ができないことだけでは、その人が子どものケアとコントロールに不適と判断するには十分ではないことを示した。

**261.** 1955年養子縁組法は、障害者が子どもを養子縁組することを妨げるものではない。オランガ・タマリキ法は、養父母と最初の斡旋を評価する際に、子どもの最善の利益となるかどうかをまず吟味する。すべての養父母候補者は、基準に照らして平等に評価される。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第21(c)項に対する回答**

**262.** NZでは、妊婦に妊娠に関する情報を提供し、母体と胎児の健康状態を確認するためのスクリーニング検査が行われている。妊娠中に提供される障害検診には、HIV検診、糖尿病検診、ダウン症やその他のまれな遺伝性疾患の検診を含む出生前血液検査が含まれている。政府は検診に資金を提供しているが、一部の超音波検査（スキャン）提供者は追加料金を請求している。

**263.** ダウン症検診に関するパンフレットが用意されている[[176]](#endnote-176)。 妊娠20週未満のすべての女性は、助産師、開業医、産婦人科医の初診時に、ダウン症やその他の疾患に関する検診をオプションで受けることができることを告げられる。年を追うごとに、平均してより多くの女性が検診を受けるようになっており、2011年には出生の63％、2016年には73％がそのような検診を経ていた。

**264.** 胎児がダウン症やその他の遺伝性疾患を持つリスクが高い女性は、産婦人科医に紹介される。産婦人科医は、女性が妊娠を継続するかどうかについて確実な情報に基づいた選択ができるように、さらなる情報を提供する。追加の支援サービスが提供され、確定診断を得るために更なる診断検査（羊水穿刺や絨毛採取（CVS）を含む）が行われる。その診断に基づいて、妊娠の中止や養親にゆだねることを検討することもある。全国スクリーニング担当班は、妊娠または養子縁組のデータを収集していない。

**265.** 政府は、結果が陽性の場合、無料のカウンセリングとアドバイスを提供している。検診のすべての段階で、女性には、NZダウン症協会[[177]](#endnote-177)を含む地域の支援グループの連絡先が提供され、ダウン症や他の疾患のスクリーニングや検査をするかどうかを決めることに役立つ情報にアクセスできるようになっている。

**266.** 質問11（b）と16（a）を参照のこと。

**教育（第24条）**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第22(a)項に対する回答**

**267.** 1989 年教育法は、「特別な教育上のニーズを持つ人（障害を理由とするかどうかにかかわらず）は、そうでない人と同じように、国内の学校に入学して教育を受ける権利がある」としている[[178]](#endnote-178)。

**268.** 入学、通学、学校生活への参加にバリアがある場合、教育省は、家庭や学校と協力して、できるだけ早く問題を解決するための介入を行う。

**269.** 教育省は、3 つの地域で紛争解決措置を試験的に実施している[[179]](#endnote-179)。紛争解決措置は、学校レベルで問題が解決されていない場合に、学習支援が必要な子どもや若者の困難な問題を解決するために、親、介護者、ホアナウ、学校が早期に協力して取り組むことを支援するものである。問題や懸念される事項は、子どもや若者の入学、在学、参加、学習に関連している場合がある。

**270.** 2017年教育（更新）改正法により、学校が失敗を余儀なくされようとしているときに、教育省から解決へのより迅速かつ適切な支援を受けることができるようになった。これは、子どもが教育へのアクセスを妨げられている場合にも、教育省の介入が可能になっていることを意味している。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第22(b)項に対する回答**

**271.** 2017年教育（更新）改正法は、学校を運営する際の評議員会の長期的な目標を規定した。これらの目標には、すべての子どもや若者が教育による成長を達成できるようにするために、学校はインクルーシブで、様々な異なるニーズを持つ生徒に対応しなければならないことを示している。

**272.** 2017年教育（更新）改正法は、教育制度の長期目標を定めた。これらの目標には、子どもや若者にとってふさわしい教育がどのようなものであるべきかが示されている。また、目標は、教育制度の中ではインクルージョンが不可欠であることを確認している。

**273.** この法律はまた、評議員会[[180]](#endnote-180)に法的義務を課し、学校がすべての生徒と職員にとって身体的にも精神的にも安全な場所であり、異なるニーズを持つ生徒を包摂し、それらに対応することを保証しなければならないとしている。

**274.** 教育職の職業的責任と基準の規範[[181]](#endnote-181)は、教員がすべての子どもたちのニーズをサポートするために、包摂的な実践を促進しなければならないと述べている。政府は、数少ない国家的優先分野における公平性と卓越性の向上を目指す専門的な研修に資金を提供している。

**275.** インクルーシブ教育ガイドには、心理社会的および／または知的障害のある生徒をどのように支援するかについて、教育者のための情報が掲載されている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第22(c)項に対する回答**

**276.** 2019-2025年の学習支援行動計画（案）をめぐる協議が終了した。政府は、2020年1月から学校に600人の学習支援コーディネイターの第一陣を配置するため、4年間で2億1700万ドルの資金を新たに投じることを発表した[[182]](#endnote-182)。

**277.** 2012年7月から2017年4月までの間に、約1,200校の学校で建物改造が行われた。建物改造のための資金は、2012/13年の1,200万ドルから2017/18年には3,100万ドルに増加した。これは、より多くの学校で障害児に配慮するための資金需要が拡大していることが反映されている。

**278.** インクルーシブ教育に関する質問22(b)を参照のこと。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第22(d)項に対する回答**

**279.** NZの高等教育制度は多様であり、高度に分権化されている。そしてほとんどの場合、自治権を持つ高等教育機関の理事会やその他の個々の教育提供者が、高等教育分野を管理、運営、指導している。

**280.** 政府は、戦略の策定、資金調達、教育機関の規制、教育機関での教育内容に関する不安に対応して、必要とされるサービス、情報、インフラを提供している。教育機関は、学生サービス料を徴収できる。これによる収入は、追加的な学習ニーズを持つ学生を支援するために使用できる。

**281.** 政府は、障害者の高等教育への参加と資格取得の向上を目的とした公平性資金を提供している。政府は、高等教育機関をより適切に支援するために、また、障害のある学生や追加的な学習支援を必要とする学生を含むすべての学習者の成果を向上させるために、公平性資金の見直しを約束した。

**282.** 高等教育委員会は、高等教育のための資金を配分し、公平性資金を受けている高等教育機関に関する報告要件を設定する。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第22(e)項に対する回答**

**283.** 2015年以降、いじめ防止助言グループ[[183]](#endnote-183)は学校でのいじめを減らすための方策を生み出してきている。

**284.** 政府は、いじめ防止に何が有効かを調査し、「いじめのないNZの学校枠組み」を生み出した。この枠組みには、学校を基盤とした効果的ないじめの予防と対応のための9つの中核的な要素がある。

**285.** ウェブサイトwww.bullyingfree.nzには、「いじめのないNZの学校枠組み」や「ツールキット」など、幅広い関連資料や情報が掲載されている。

**286.** 政府は学校に対し、「学校のウェルビーイング（Wellbeing@School）調査」ツールへの自由なアクセスを提供しており、この調査ツールには、学校内での攻撃的な行動やいじめの程度についての生徒や教師の認識を検証するセクションが含まれている。調査データは、学校がいじめのレベルや種類を知り、いじめを減らすための既存の取り組みが効果的かどうかを確認し、いじめの予防と対応戦略の実行のための次のステップを決定するのに役立つ。

**287.** これらのツールから特定される専門的な動向は、いじめに関連する政策や戦略の実行の有効性に関して政府に情報を提供する。

**288.** 政府は、いじめの影響と効果的な事前予防・対応戦略への理解を広めるために、毎年の「いじめのないNZ週間」を後援している。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第22(f)項に対する回答**

**289.** 教育における男女格差を解消し、あらゆるレベルの教育や職業訓練への平等なアクセスを確保するための施策は特にない。その代わりに、政府は、教育の質を向上させ、教員や学習支援スタッフが学習者一人一人のニーズや関心に応えるための支援を行うようにすることに主眼を置いている。学習支援が必要な子どもや若者の教育における格差についての情報は収集していない。

**290.** 「継続助成事業」（Ongoing Resourcing Scheme（ORS））は、2018年7月1日現在、9,377人（学校教育人口の1.2％）の最大レベルのニーズを持つ子ども・若者に学習支援を提供しているが、これらの子ども・若者のすべてが自分に障害があると思っているわけではない。

**291.** ORSの資金援助を受けている生徒の67％を男子生徒が占めており、民族分布は一般的な学校教育人口とほぼ同じであった。

表 継続助成制度（ORS）の助成を受けている学生数（2014年～2017年、7月1日時点）[[184]](#endnote-184)

|  | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 女性数 | 2 881 | 2 917 | 2 965 | 3 026 | 3 112 |
| 男性数 | 5 478 | 5 637 | 5 788 | 6 023 | 6 265 |
| マオリ数 | 1 819 | 1 878 | 1 962 | 2 079 | 2 188 |
| 太平洋民族の数 | 830 | 878 | 919 | 955 | 1 011 |

**292.** 「仲裁人」（Kaitakawaenga）[[185]](#endnote-185)は、追加的な学習支援を必要とするマオリ族のために、文化的な支援を行い、学習の障壁を特定して取り除く。「仲裁人」は、マオリの子どもたち[[186]](#endnote-186)、そのホワナウ[[187]](#endnote-187)、親戚[[188]](#endnote-188)、部族[[189]](#endnote-189)、教育施設、教育省のスタッフと協力して活動している。

**293.** 私たちは、脆弱な状況にある子どもたちに関するデータを持っていない。

**294.** 政府は現在、職業教育訓練制度の変更案に関する協議を行っている。政府のビジョンは、成果、とりわけ社会的成果の裏付けとなる、質が高く、高度に配慮され、かつ包摂的な教育システムを目指すことである。見直しの目的の一つには、障害のある学生や追加的な学習支援が必要な学生を含む「多様な学習者に対して効果的なシステム」を構築することがある。

**健康（第25条）**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第23(a)項に対する回答**

**295.** 健康とウェルビーイングの向上のための障害戦略の「成果目標3」は、障害者が達成可能な最高水準の健康とウェルビーイングを得ることを望んでいる[[190]](#endnote-190)。「成果目標3」の主な関心事は、機能障害を理由として障害者が一般の医療サービスへの障壁に直面しないことである。個々の障害者のニーズは、医療サービスに関する情報をアクセス可能な形式で提供することも含めて、考慮されなければならない。

**296.** 障害者行動計画2014-2018の行動9(c)は、学習/知的障害のある人々の医療サービスへのアクセスを改善することを目的としている。担当大臣は、学習/知的障害のある人の健康成果とサービスへのアクセスを改善する行動案を含む助言を受けている（質問5(f)参照）。この取り組みは、障害者や研究からの示唆を受けてきている[[191]](#endnote-191)。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第23 (b)項に対する回答**

**297.** マオリの健康格差は、他のグループと比較して特に目立っている。政府は、マオリの健康を改善し、公平性の格差への対処に焦点を当てることを求められている。保健省は以下の対策を実施している。

- マオリを対象とする健康戦略の「健康のマント」[[192]](#endnote-192)を実施するために、2019年にマオリ健康行動計画[[193]](#endnote-193)が作成されつつある。

- 地区保健委員会は、マオリの健康の公平性を達成するための具体的な行動を、毎年、年次計画書で特定しなければならない。

- 「よい生活の追求（Whāia Te Ao Mārama）[[194]](#endnote-194)2018 to 2022」: マオリ障害者行動計画は2018年4月に更新された[[195]](#endnote-195)。そして、その実施計画は2019年6月までに更新される見通しである。

- 保健省は、マオリワイタンギ法廷（Waitangi Tribunal Māori）の障害のあるマオリの状態調査を支援している。報告書は2019年6月に提出され、「保健サービスとその成果に関する調査」（Health Services and Outcomes Kaupapa Inquiry）への政府の対応の裏付けとして役立つ見込みである[[196]](#endnote-196)。

**298.** 太平洋地域の障害者のより良い成果を支援するための対策には、以下がある。

- 「生命力の道」（Ala Mo’ui）：太平洋の人々の健康とウェルビーイングへの道2014-2018は、2019年に更新される見通しである[[197]](#endnote-197)。

- 「生活への取り組み」（Faiva Ora）[[198]](#endnote-198)2016-2021：太平洋の人々のための全国障害計画は2017年8月に更新された。この取り組みは実施計画とFaiva Ora指導グループ（半年ごとに会合を開いている）の支援によって導かれている[[199]](#endnote-199)。

- 保健省は、太平洋障害問題に関する協力、知識共有、問題解決を促すことを目的とする省庁横断フォーラムを立ち上げた。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第23 (c)項に対する回答**

**299.** 政府は認知症がもたらす経済的・社会的な課題が深刻なことを認識し対策に取り掛かっている。

**300.** 「認知症ケアNZ枠組み2013」[[200]](#endnote-200)には、認知症の診断、ケア、支援に関する確実かつ包括的な説明が示されている。

**301.** 「認知症ケアパス」は、本人とその家族が認知症と向き合いながら進む長期にわたる人生行路の中で、積極的に調整されたケアと支援を提供する。各地区では、サービスと認知症ケアパスの改善と実施が特に重視されてきている。知的障害者（特にダウン症）のための認知症ケアパスも開発されつつある。

**302.** 地方、地域、国の認知症サービスの間の連携の強化により、認知症の診断と管理が改善されてきている。例えば、私たちは以下のようなことを行ってきている。

- 早期診断を向上させ、二次医療へのアクセスを容易にするために、一次医療の専門職を訓練した。

- 認知症教育担当者のための全国的な指針を作成し、認知症患者の家族やホワナウの支援者を対象とした効果的かつ人間本位の教育プログラムを提供すること可能にした。

**303.** 「健康加齢戦略」[[201]](#endnote-201)には、「年齢にやさしい」そして「認知症にやさしい」地域社会を育成するための行動が盛り込まれており、測定と監視のための成果枠組みが確立されている。

**304.** 2017年、NZは世界保健機関（WHO）の「認知症への公衆衛生対応に関する世界行動計画2017-2025」を採択した。

**ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第24(a)項に対する回答**

**305.** ハビリテーションを含む幅広いリハビリテーションサービスには、障害者が自宅や地域社会にとどまり、あるいは復帰し、自立して生活し、教育、労働市場、市民生活に参加できるように支援するための資金が提供されている[[202]](#endnote-202)。リハビリテーションへの主な資金提供者は以下に示したようなところである。

- 地区保健委員会は、医療、精神衛生、年齢に関連したリハビリテーションに資金を提供している。

- ACCは傷害の予防、リハビリテーション、傷害に関連したニーズへのサポートを担当している。

- 保健省は、長期的な身体障害者、知的障害者、感覚障害者を対象として、支援機器を含む障害に特化したリハビリテーションに資金を提供している。

- 社会開発省は、所得保障、および職業参加と地域社会参加のための支援に資金を提供している。

- 教育省は、学習支援のためのリハビリテーション（以前は「特別教育」と呼ばれていた）に資金を提供している。

**306.** 政府はワイタンギ条約に基づくマオリのリハビリテーションに関する義務があることを認識している[[203]](#endnote-203)。マオリに対するサービスは、マオリ固有の考え方と行動、およびマオリ固有の治療、ケア、リハビリテーションの方法に基づくものでなければならない。

**307.** NZは2018年に「リハビリテーションに関する西太平洋地域枠組み（Western Pacific Regional Framework on Rehabilitation）」草案を承認した。2019年には国のリハビリテーションの基礎調査が予定されている。このことは、国連基準規則3：リハビリテーション、CRPD、およびNZ障害戦略に沿った形での国のリハビリテーションサービスの強化に役立つであろう。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第24(b)項に対する回答**

**308.** すべての医療・障害者サービスは、「医療・障害者サービス消費者の権利章典」（質問11(b)参照）をよりどころにしている[[204]](#endnote-204)。ここでは以下の消費者の権利を規定している。

- 効果的なコミュニケーション（権利5）

- 十分な情報を得ること（権利6）

- 正しい情報に基づいて選択し、インフォームド・コンセントを行使すること（権利７）。

**309.** 障害者支援制度改革試行事業については、「はじめに」を参照のこと。

**労働と雇用 (第27条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第25(a)項に対する回答**

**310.** 政府は、より多くの障害者が雇用を見つけ、雇用にとどまることができるよう、さまざまなサービスや支援を提供している。これには、普遍的な支援（賃金助成や産業関連訓練を含む）と専門的な支援（援助雇用事業者制度を含む）が含まれる。

**311.** 成果を高めるための行動には、以下が含まれる。

- NZの障害者支援ネットワーク[[205]](#endnote-205)と協力して、障害者雇用活動をする組織向けの「ハウツーガイド」としての「雇用支援実践ガイドライン」[[206]](#endnote-206)（2018年3月に開始）の普及に取り組む。

- 「自信をもって障害者雇用を」(Disability Confident)キャンペーンの開始（質問8(a)参照）。

- 労働に焦点を当てた集中的ケースマネジメントのサービス利用資格を、支援住宅手当（Supported Living Payment）の利用者（一般的には週に15時間未満しか働けない人々）にも拡大する。

- 雇用主向けの障害者雇用の詳細指針となる「案内ツールキット」[[207]](#endnote-207)の開発（特に公共部門に焦点を当てて）。

- 健康問題や障害のあるクライエントのために、健康、社会、雇用を統合的に支援する新しい方法を試行・評価するための「仕事による幸せ（Oranga Mahi）」[[208]](#endnote-208)プログラムの立ち上げ（2016/17年）[[209]](#endnote-209)。例えば、ウエイテマタ(保健地区) [[210]](#endnote-210)の「個別配置と支援」（IPS）アプローチの試行事業は、雇用と精神保健サービスを統合し、重度精神疾患のある人が仕事を見つけたり、仕事に定着したりできるように支援している。

**312.** 障害のある女性、マオリ族、太平洋地域の人々の雇用率を高めるための具体的な政策はない。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第25(b)項に対する回答**

**313.** NZの伝統的な保護作業所(sheltered workshops)は、1960年障害者雇用促進法[[211]](#endnote-211)が2007年に廃止されたことに伴って役割を終えた。多くの事業者は保護作業所を閉鎖し、代わりに障害者のためのその他の活動を重点的に提供することを選択した。

**314.** 保護的雇用(sheltered employment)の機会を提供し続ける事業者は、ビジネス事業体(Business Enterprises)として認定されている。政府は、障害者のための職業・雇用支援を提供するためにこれらのビジネス事業体に資金を提供している。

**315.** 政府は最低賃金免除[[212]](#endnote-212)の廃止を可能にするため、より適切な代替案の検討に取り組んでいる[[213]](#endnote-213)。

**316.** 政府は2016年に、最低賃金免除の廃止をどのように進めるべきかを理解するために、障害分野の代表者と連携して取り組んだ。この取り組みにより、障害者の既存の雇用機会を守ることの重要性が浮き彫りになった。

**317.** 現在最低賃金免除の対象とされている障害者が最低賃金を確実に受け取ることができるようにするための段取りの設計について、2019年初めに協議を開始する。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第25(c)項に対する回答**

**318.** 推計値のサンプリング誤差が大きくなるため、労働力（世帯）調査[[214]](#endnote-214)では、障害に関する所見の民族、家族状況、農村/都市の状況別の内訳は示されてない。

**319.** 雇用データは以下のことを示している。

- 障害のある成人は、障害のない成人に比べて労働力参加率と雇用率が低い。

- 障害のある成人は、障害のない成人に比べて失業率が高い。

**表　労働市場統計（障害）：6月の四半期** [[215]](#endnote-215)

| 労働市場尺度 | 障害状態 | 対象四半期 | |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 2017年6月 | 2018年6月 |
| 労働力参加率 | 障害のある成人 | 25.2% | 25%[[216]](#endnote-216) |
| 障害のない成人 | 72.6% | 73.2%[[217]](#endnote-217) |
| 雇用率 | 障害のある成人 | 22.4% | 22.3%[[218]](#endnote-218) |
| 障害のない成人 | 69.3% | 70%[[219]](#endnote-219) |
| 失業率 | 障害のある成人 | 11.4% | 10.6%[[220]](#endnote-220) |
| 障害のない成人 | 4.5% | 4.3%[[221]](#endnote-221) |

**相当な生活水準及び社会的な保障(第28条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第26(a)(i)項に対する回答**

**320.** 公営住宅の入居資格は、申請者に関する次の5つの基準で評価される。

- 住宅を必要としている、または現在の住宅から転居する必要がある（妥当性）。

- 医療、障害、個人的または家族のニーズのために転居する必要がある（適切性）。

- 民間市場で提供される住宅に入居する経済的余裕がない（負担能力）。

- 差別（障害を理由とした差別を含む）または民間市場での経済的支払い能力の欠如の結果、適切な住宅にアクセスし、費用を用立てることができない（アクセシビリティ）。

- 社会的または金銭的な管理能力が不足しているため、入居を継続することが困難である（持続可能性）。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第26 (a)(ii)項に対する回答**

**321.** 2018年1月1日から2018年3月31日まで。

- 入居までの平均期間は、改造された住宅を必要とする申請者では平均385日で、改造された住宅を必要としない申請者では平均120日であった。

- 入居までの期間の中央値は、改造された住宅を必要とする申請者では361日で、改造された住宅を必要としない申請者では64日であった[[222]](#endnote-222)。

- 改造された住宅を必要としていた8世帯が入居した。

**322.** 政府は、公営住宅における障害者のアクセシビリティを向上させる方法を検討している。これには、新しい住宅を建設する際に、ユニバーサルデザインの原則を含める方法を探ることが含まれていが、まだ実現までには至っていない。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第26 (a)(iii)項に対する回答**

**323.** 政府は、障害に関連して改造された住宅を必要とする人の数に関するデータを収集していない。しかしながら、以下のように障害関連の改造住宅を必要とする人の数は把握している。

- 緊急（多くの場合モーテル）や仮設形式の住宅を含む一時的な住居にいて、当面の住宅ニーズは満たされている。

- NZ住宅公社やコミュニティの住宅に住んでいる。

- 保健省やACCから住宅改造のための資金助成を受けている（質問 26(a)(iv)参照）。

**324.** 2017年12月31日現在、社会住宅登録簿では、

- 408人の申請者が障害関連の住宅改造を必要としていた。

- これは、障害関連の住宅改造を必要とする申請者の5.3％に相当する。（訳注　全登録者の5.3%とすべきところを誤記したのではないか）。

- 障害関連の住宅改造を必要とした申請者の76.5％が、登録簿上で最優先とされる立場に置かれている。

**325.** 2017年12月31日現在、NZ住宅公社とコミュニティ住宅提供者全体で、

- 4,268件の賃貸住宅で、世帯員の障害を理由とする障害関連の住宅改造があった。

- これは全賃貸住宅の6.5％に相当している[[223]](#endnote-223)。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第26 (a)(iv)項に対する回答**

**326.** 保健省は、この報告期間中に、住宅改造のための10,851件の助成金を提供した[[224]](#endnote-224)。世帯によっては、住宅の状況に応じて、これらの改造の費用の一部または全部を負担しなければならない場合がある。政府は、住宅改造に以下の資金を提供した。

- 自分の家に住む障害者のための7,759件（71.5％）。

- 民間賃貸住宅に個人で借りて住む障害者のための1,416件（13％）。

- 社会住宅に入居している障害者のための1,676件[[225]](#endnote-225) (15.5％) [[226]](#endnote-226)。

**327.** ACC は、この報告期間中に住宅改修のために 9,295 件[[227]](#endnote-227)の助成金を提供した[[228]](#endnote-228)。改造の範囲は、スロープや手すりから、フロアリフトや住宅増築などの複雑なものまで多岐にわたる。ACCは、評価された対象者の傷害関連のニーズを満たすために、最も費用効果の高い住宅改造の解決策に対して全額を助成している。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第26(a)(v)項に対する回答**

**328.** NZ住宅公社は、2014年1月から2018年4月までの間に441戸の障害関連の住宅を建設または改造した。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第26(b)項に対する回答**

**329.** 2018年新子どもの貧困削減法[[229]](#endnote-229)は、政府が10年間と3年間の子どもの貧困削減目標を設定し、子どもの貧困率を毎年報告することを求めている。

**330.** 同法は、利用可能なデータが許す範囲で、特定の集団に関する分析を含めることを政府の統計担当官に求めている。同法は、障害児、障害のある親や保護者または養育者を持つ子どもなど、特定の集団として選択される場合のある集団の例を示している。

**331.** 2014年子ども法の改正[[230]](#endnote-230)により、政権交代があったとしても、それぞれの政府は、より大きなニーズを持つ子どもを含むすべての子どもの福祉を向上させ、子どもの貧困を削減するための戦略を採用することが求められている。

**332.** 子ども法は、この戦略が、国連子どもの権利条約やCRPDを含む、子どもに関する国際的な義務をNZが果たすために役立てられることを目的とすると規定している。戦略が求める成果に向けた進捗状況の年次報告には、障害のある子どもや、障害のある親や保護者または養育者を持つ子どもなど、特定の集団の分析を含めなければならない。

**333.** 政府は現在、最初の戦略を策定中である。その草案の枠組みには、「障害のある子どもと若者の機会と成果を向上させたこと」など、いくつかの成果と重点分野が盛り込まれている。

**334.** ホームレス削減戦略には、障害者に関する特定の施策はない。

**政治的及び公的活動への参加(第29条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第27(a)項に対する回答**

**335.** NZでは国会議員選挙での電子投票は用意されていない。

**336.** 2017年の総選挙後、投票者と棄権者を対象にした調査では、障害のある投票者の92％が投票プロセス全体に「満足している」か「非常に満足している」という結果が出ている[[231]](#endnote-231)。

**337.** 投票のアクセシビリティを高めるために、選挙管理委員会は以下のことを導入した。

- 2014 年以降のすべての総選挙、補欠選挙、国民投票において、盲、弱視、または介助なしで投票用紙に印をつけることができない障害を持つ有権者を対象とした電話口述投票サービス[[232]](#endnote-232)。

- 障害のある有権者に資料をアクセシブルにする方法に関する国会の政党と候補者への助言[[233]](#endnote-233)。

- 投票方法に関する学習障害者のためのわかりやすい版（イージーリード形式）での助言。

**338.** 選挙管理委員会は、投票所でのろう者へのNZSL通訳サービスを技術的にどのように提供できるか検討することを計画している。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第27 (b)(i)項に対する回答**

(訳注　事前質問事項の第27(b)項には(ⅰ)､(ⅱ)‥の区分はない。)

**339.** NZの政党は障害のある候補者が立候補できるように資金を提供することができる。この種の選挙費用に上限は設定されていない。

**340.** 国会サービスは、障害のある国会議員(MP)に支援を提供している。

**341.** 選挙アクセス基金法案が現在国会で審議されている。これが可決されれば、障害のある候補者が総選挙に立候補する際に障害関連費用を提供するための基金が設立されることになる[[234]](#endnote-234)。

**342.** 国会特別委員会は、2014年に国会での様々なサービスのアクセシビリティに関する調査を実施し、国会をCRPDに沿ったものにするための勧告を行った。国会議長[[235]](#endnote-235)は、アクセシビリティに関する進捗状況と計画について報告した。これらには以下が含まれていた。

- 国会構内を物理的にアクセシブルにすること

- 通訳によりNZSLの利用を可能にすること

- 国会TVでライブ字幕を提供すること

- アクセシビリティ政策を策定すること

**343.** 議長は、国会サービスと書記官室が、国会議員がその役割を遂行するために必要なあらゆる支援を提供できることを確信していると述べた。議長は、国会に新たに選出された障害者議員や、何らかの形で障害者となった現職の議員は、この支援を受けることができると述べた。

**344.** 政府は、国会サービスについての障害者の懸念に対処することを目的とするすべての資金援助要請を前向きに検討することになる。

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加(第30条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第28項に対する回答**

**345.** 「アクセシビリティ設計指針と自己評価チェックリスト」（スポーツNZ 2014）[[236]](#endnote-236)は、スポーツ施設の最低限のアクセシビリティ要件に関する助言を行い、さらにその要件を上回るような好事例となることを奨励している。

**346.** 博物館のアクセシビリティを高めるという政府の方針はない。しかしながら、一部の博物館はアクセシビリティに関する規定を設けている[[237]](#endnote-237)。

**347.** 2015/16年、NZの放送助成機関であるNZオンエアーは、字幕のための資金を年間240万ドルから280万ドルに増額した。

**348.** NZ歴史遺産財団（Heritage NZ Pouhere Taonga）[[238]](#endnote-238)の2015年の歴史的建造物の管理と利用に関する政策方針では、合理的に実行可能な範囲での物理的アクセスを含め、歴史的建造物へのアクセスを向上させることを公約している。

**349.** 政府は、NZアクセシブル芸術、タッチコンパスダンス会社、ハルバーグ障害者スポーツ協会、スペシャルオリンピックNZ、パラリンピックNZなど、アクセシビリティの向上に取り組む組織への資金援助を行っている。

**統計とデータ収集 (第31条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第29 (a)項に対する回答**

**350.** 予定されていた2018年国勢調査データの初公開が延期された。データ公開の日程は2019年4月に示される。

**351.** 2018年国勢調査の結果は、過去の国勢調査や2013年障害者調査（ワシントングループ障害に関する短い設問セットを使用しなかった）で収集された障害に関する過去の情報と比較することはできない。ワシントングループ障害に関する短い設問セットを含む他のNZ統計局調査（労働力世帯調査やNZ一般社会調査を含む）と比較して分析することは可能である。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第29 (b)項に対する回答**

**352.** ワシントングループ障害に関する短い設問セットは、2018年国勢調査のテストプログラムのすべての段階でテストされ、政府統計官によって署名された正式な内容の一部として含めることが承認された。

**353.** 2018年国勢調査はデフォルトでデジタル化されていたので、障害者を含む一部のNZ人にとっては、参加が困難であった。NZ統計局はDPO連合と協力して、次回の国勢調査ではそのような問題を回避することを目指している。

354. NZ統計局は、2018年国勢調査のアクセシブルな様式について、以下の方法で障害者に情報を提供した。

- 主要な関係者と協力してアクセシビリティのための資料やアプローチを作成する[[239]](#endnote-239)。

-アクセス協議会[[240]](#endnote-240)およびそのウェブ・アクセシビリティの専門家と協力して、2018年国勢調査の準備中に、そのオンライン収集システムおよびウェブサイトのアクセシビリティを見直す。

- 組織や個人が他の人を支援するために役立つ方法を提供し[[241]](#endnote-241)、国勢調査への回答を支援するためのイベントを実施する際に考慮すべき事項のチェックリストを作成する。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第29 (c)項に対する回答**

**355.** 障害者に関する政策と実践に、障害者データが利用できるようにするための重要な作業が行われてきている。しかし、この作業によって、政府省庁、政府関係法人、地方自治体の年次報告書にデータが公表されるまでには至っていない。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第29(d)項に対する回答**

**356.** 2018年の国勢調査では、データを民族や障害別に集計することが可能となり、障害のあるマオリと障害のないマオリの違いをより深く理解する機会を提供できるようになる。

**357.** 2018 年、NZ統計局はマオリのウェルビーイングに関する2 回目の調査である「ネット」（Te Kupenga）[[242]](#endnote-242)を実施した。これはマオリの人々の社会的、文化的、経済的なウェルビーイングを把握するためのものである。結果は、マオリのための既存の政策や事業の監視や、新しい取り組みの開発に活用されている。

**358.** 「ネット」のデータと 2018 年国勢調査のデータをリンクさせれば、「ネット」の統計データを障害の状態別に集計することが可能になる。

**359.** 保健省は、マオリの障害のあるサービス利用者に関する日常的な障害データを収集している。このデータは、「マオリ障害者行動計画（Whāia Te Ao Mārama）2018-2022」[[243]](#endnote-243)の戦略的事業計画の裏付けとされる。

**360.** マオリの障害者データは、2016年9月現在、保健省の障害者支援サービス利用者に関する人口統計報告[[244]](#endnote-244)に分類して集計されている。2016年には、5,920人の利用者（同省の利用者の17.5％）がマオリ民族として記録されている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第29(e)項に対する回答**

**361.** 障害者支援システム変革の試行事業（「はじめに」参照）は、結果に基づく説明責任の尺度を事業契約に導入している。これらの尺度は、障害者、家族、ホアナウ、事業者が加わっている一連の検討会を通じて作成された。

**362.** DPO連合と障害戦略改訂検討グループは、「障害戦略：成果枠組み」（Disability Strategy: Outcomes Framework）のための28の指標を作成する共同設計プロセスに参加している。

**363.** NZでは、国の出資する精神保健施設や精神科病院が閉鎖された。精神保健ケアと障害者支援のほとんどは、地域社会で提供されている。

**364.** 政府は、施設に収容されている人や精神科病院に入院している人の登録記録を保存していない。それでも、保健省の全国精神保健データベースには、政府が強制入院（病院）治療の対象となっている人の数を監視し、報告できる情報が含まれている。

**国際協力（第32条）**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第30項に対する回答**

**365.** NZ国際援助プログラムは、障害者の権利を促進し、グループや個人をエンパワーするための活動に資金を提供している。それには以下のことが含まれる。

- インドにおける生産的な農業への参加の障壁を減らすことによって、障害者の経済的エンパワメントを促進する。

- パプアニューギニアにおける障害児のためのインクルーシブな教育の推進

- NZの人道支援パートナーが、障害インクルーシブな人道的対応を設計し、実施するための能力開発のリソースを開発する。

- NZ政府が支援するインフラプロジェクトの設計・開発において、障害者の優先的扱いとアクセスを検討事項に加える。

**国内における実施及び監視(第33条)**

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第31項に対する回答**

**366.** IMM(独立監視機構) は、障害戦略の成果と目標の達成に向けた進捗状況について独立した視点を提供し、政府のCRPDに関する取り組みを監視する。

**367.** 2017年には、IMMが特定した6つの重要課題に対応するために、「障害者問題に関する主要閣僚グループ」が設立された[[245]](#endnote-245)。このグループは、障害問題に関する指導者としての立場にある閣僚の集まりである。政府機関は、これら6つの重要課題を改善するための活動に取り組んでいる。これらは、障害者行動計画2019-2022に盛り込まれる予定である。

**368.** IMM報告からの提言（第24条「インクルーシブ教育を受ける権利」）は、行動に移されつつある。障害者の学校や高等教育から就労への移行を改善するためのワーキンググループを含めて、障害者の代表者によるいくつかの諮問グループが創設されている。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第32(a)項に対する回答**

**369.** IMMは2010年に政府によって設立され、人権委員会[[246]](#endnote-246)、オンブズマン事務所、DPO連合によって構成されている。

**370.** 人権委員会とオンブズマン事務所は、法令により設立され、政府から独立して活動する権限を有している。国会の事務所として、オンブズマン事務所は国会に対してのみ責任を負う。

**371.** DPO連合の加入団体は、それぞれ独立して設立された市民社会組織で、政府から独立している。

**372.** 2010年、政府は3つのパートナーすべてに資金を提供し、既存の権限の範囲内でIMMとして追加的な活動を行うことができるようにした。人権委員会への資金提供は期限付きであったが、オンブズマン事務所への資金提供は日常的資金に組み入れられた。

**373.** 障害者問題局は、障害者主導の監視のためにDPO連合に継続して資金を提供している（質問4参照）。

**374.** IMMは、独自の作業計画、活動、および利用可能な人的、財政的、技術的資源の配分を決定する。IMMは、少なくとも年1回、閣僚と会合を持ち、障害者に影響を及ぼしている重要優先事項について話し合う。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第32(b)項に対する回答**

**375.** IMMの見直しは行われてきていない。

**376.** 2016/2017 年、障害者問題局は、条約連合監視グループ（DPO 連合が監督）が提示したIMM 報告の中の障害者主導の監視部分の独立した検討を依頼した。ここでは、障害者主導の監視がその権利をどう実現したか、および今後の取り組みに関するその勧告の有効性と効率性について検討した[[247]](#endnote-247)。

**377.** 2018 年には、DPO 連合は障害者問題局と協力して、障害者主導の効果的な監視手法が使われていることを確認した。

**378.** その検討に基づき、DPO連合は、新しいアプローチを実施するために、今後3年間の業務提供団体との契約を結んだ。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第32(c)項に対する回答**

**379.** 質問32(a)を参照。

**CRPD/C/NZL/QPR/2-3(事前質問事項)の第32(d)項に対する回答**

**380.** IMMによって提起された問題は、障害者行動計画2014-2018および障害者行動計画2019-2022の策定と改訂に反映された。

**381.** 2015年6月、政府は IMM の2012年および2014年の報告への対応を発表した[[248]](#endnote-248)。

**382.** IMMの勧告を受けて2017年に、

- 国会は、1989年オランガ・タマリキ法（Oranga Tamariki Act 1989）の第141項と第142項を廃止するための法律を制定した（質問21(a)参照）。

- 政府は、1992年精神保健（強制的診断と治療）法はCRPDと両立しない可能性が高いことを認めた（質問13(b)参照）。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）

1. [https://maoridictionary.co.nz/search?idiom=&phrase=&proverb=&loan=  
   &histLoanWords=&keywords=aotearoa](https://maoridictionary.co.nz/search?idiom=&phrase=&proverb=&loan=&histLoanWords=&keywords=aotearoa). [↑](#endnote-ref-1)
2. [https://maoridictionary.co.nz/search?idiom=&phrase=&proverb=&loan  
   =&histLoanWords=&keywords=maori](https://maoridictionary.co.nz/search?idiom=&phrase=&proverb=&loan=&histLoanWords=&keywords=maori). [↑](#endnote-ref-2)
3. [https://maoridictionary.co.nz/search?idiom=&phrase=&proverb=&loan  
   =&histLoanWords=&keywords=whanau](https://maoridictionary.co.nz/search?idiom=&phrase=&proverb=&loan=&histLoanWords=&keywords=whanau). [↑](#endnote-ref-3)
4. The seven organisations are: Association of Blind Citizens of New Zealand Inc, Balance Aotearoa, Deaf Aotearoa New Zealand Inc, Disabled Persons Assembly New Zealand Inc, Kāpo Māori Aotearoa New Zealand Inc, Muscular Dystrophy Association of New Zealand Inc, People First New Zealand Inc Ngā Tāngata Tuatahi. [↑](#endnote-ref-4)
5. [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/about-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-2016-2026/read-the-new-disability-strategy/](https://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/about-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-2016-2026/read-the-new-disability-strategy/). [↑](#endnote-ref-5)
6. Whānau is the Te Reo word for “extended family, family group, a familiar term of address to a number of people – the primary economic unit of traditional Māori society. In the modern context the term is sometimes used to include friends who may not have any kinship ties to other members.” [↑](#endnote-ref-6)
7. The New Zealand Disability Strategy Reference Group members are detailed here: [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/about-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-2016-2026/read-the-new-disability-strategy/new-zealand-disability-strategy-read-online/getting-it-going-who-is-involved/#appendix](https://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/about-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-2016-2026/read-the-new-disability-strategy/new-zealand-disability-strategy-read-online/getting-it-going-who-is-involved/#appendix). [↑](#endnote-ref-7)
8. The Minister for Disability Issues is Hon Carmel Sepuloni. [↑](#endnote-ref-8)
9. “This will be a government of inclusion. All who live in this country are entitled to respect and dignity; all are entitled to live meaningful lives; all are entitled to care and compassion. Everyone should have a roof over their head and be warm in winter. Everyone should have food and a table to put it on.” [↑](#endnote-ref-9)
10. The Welfare Expert Advisory Group (WEAG) is a group of experts who advise the Government on the future of the welfare system. [↑](#endnote-ref-10)
11. Ministry of Health Disability Support Services ($210.628m); Ministry of Education Learning Support ($249.323m); Representation at the United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities ($0.325m). [↑](#endnote-ref-11)
12. See [www.odi.govt.nz/](https://www.odi.govt.nz/). [↑](#endnote-ref-12)
13. See [www.odi.govt.nz/nzsl/](http://www.odi.govt.nz/nzsl/). [↑](#endnote-ref-13)
14. See [www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/newsroom/2018/accessible-public-information.html](https://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/newsroom/2018/accessible-public-information.html). [↑](#endnote-ref-14)
15. See [www.building.govt.nz/building-code-compliance/d-access/accessible-buildings/](http://www.building.govt.nz/building-code-compliance/d-access/accessible-buildings/). [↑](#endnote-ref-15)
16. The Washington Group Short Set of questions on disability were recently included in: the 2018 Census of Population and Dwellings (this data is not yet available), NZ General Social Survey (See [www.stats.govt.nz/information-releases/well-being-statistics-2016](http://www.stats.govt.nz/information-releases/well-being-statistics-2016), in the 2016/17 survey year and every two years subsequent), the Household Labour Force Survey (See [www.stats.govt.nz/information-releases/labour-market-statistics-june-2018-quarter](http://www.stats.govt.nz/information-releases/labour-market-statistics-june-2018-quarter), June quarters from 2017), NZ Health Survey (in the field in 2018), NZ Crime and Victimisation Survey (2019), Public Service Census (February 2019). [↑](#endnote-ref-16)
17. See [www.washingtongroup-disability.com/](http://www.washingtongroup-disability.com/). [↑](#endnote-ref-17)
18. The Washington Group Short Set of questions on disability are not designed to produce counts or rates of disabled people in New Zealand. They are used, like other demographic characteristics including sex and ethnic group, to allow the comparison of outcomes for different population sub-groups. [↑](#endnote-ref-18)
19. “Oranga mahi” is Te Reo meaning wellness through work. [↑](#endnote-ref-19)
20. See: [www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/corporate/annual-report/2016-2017/reducing-the-welfare-liability.html](https://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/corporate/annual-report/2016-2017/reducing-the-welfare-liability.html). [↑](#endnote-ref-20)
21. The New Zealand Public Health and Disability Act 2000 created District Health Boards. District Health Boards are responsible for providing or funding the provision of health services in their geographical district. There are currently 20 District Health Boards in New Zealand. Available at: [www.health.govt.nz/new-zealand-health-system/key-health-sector-organisations-and-people/district-health-boards](http://www.health.govt.nz/new-zealand-health-system/key-health-sector-organisations-and-people/district-health-boards). [↑](#endnote-ref-21)
22. Mana Whaikaha reflects people’s strength, mana (influence, dignity) and mauri (life essence). Whaikaha means to have strength, to have ability, to be otherly abled, and to be enabled. See <https://manawhaikaha.co.nz/about-us/mana-whaikaha-korero/>. [↑](#endnote-ref-22)
23. Connectors/Kaitūhono are the people in the transformed system who can walk alongside disabled people and family/whānau if they choose, to help them identify what they want in their lives, how to build their life, and the range of supports available to live their life. [↑](#endnote-ref-23)
24. “Oranga Tamariki” is Te Reo meaning “the wellbeing of children”. [↑](#endnote-ref-24)
25. See [www.legislation.govt.nz/act/public/2018/0032/latest/whole.html](http://www.legislation.govt.nz/act/public/2018/0032/latest/whole.html). [↑](#endnote-ref-25)
26. See <http://legislation.govt.nz/act/public/2000/0091/72.0/DLM80051.html>. [↑](#endnote-ref-26)
27. See [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/disability-action-plan/](http://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/disability-action-plan/). [↑](#endnote-ref-27)
28. Action 9(f) refers. See: [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-8-leadership](https://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-8-leadership). [↑](#endnote-ref-28)
29. The six key issues are: data, education, employment, access to information, seclusion and restraint and housing. These issues were identified by the Independent Monitoring Mechanism in their report to the Committee (November 2017) [www.hrc.co.nz/your-rights/people-disabilities/our-work/making-disability-rights-real/](http://www.hrc.co.nz/your-rights/people-disabilities/our-work/making-disability-rights-real/). [↑](#endnote-ref-29)
30. See [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/about-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-2016-2026/](http://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/about-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-2016-2026/). [↑](#endnote-ref-30)
31. The New Zealand Disability Strategy Revision Reference Group and the DPO Coalition. [↑](#endnote-ref-31)
32. See [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/about-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-2016-2026/2016-revision-of-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-revision-reference-group/](http://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/about-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-2016-2026/2016-revision-of-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-revision-reference-group/). [↑](#endnote-ref-32)
33. See: [www.odi.govt.nz/united-nations-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/nzs-monitoring-framework/report-on-the-review-of-disabled-people-led-monitoring/](http://www.odi.govt.nz/united-nations-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/nzs-monitoring-framework/report-on-the-review-of-disabled-people-led-monitoring/). [↑](#endnote-ref-33)
34. See <http://www.donaldbeasley.org.nz/>. [↑](#endnote-ref-34)
35. Including but not limited to employment matters, provision of goods and services, and access to public places and facilities. [↑](#endnote-ref-35)
36. In the Act, disability is defined as: physical disability or impairment, physical illness, psychiatric illness, intellectual or psychological disability or impairment, any other loss or abnormality of psychological, physiological, or anatomical structure or function, reliance on a guide dog, wheelchair, or other remedial means, and the presence in the body of organisms capable of causing illness. [↑](#endnote-ref-36)
37. *Smith v Air New Zealand Limited* [2011] NZCA 20. [↑](#endnote-ref-37)
38. Guidelines on reasonable accommodations include: the Independent Monitoring Mechanism’s “Reasonable accommodation guide focussing on persons with disabilities”, and Government guidelines for employers and employees which are available from the Ministry of Business Innovation and Employment, the Office for Disability Issues and the Ministry of Social Development’s websites. [↑](#endnote-ref-38)
39. The outcome of that engagement is available on the Ministry of Health’s website ([www.health.govt.nz/publication/targeted-engagement-funded-family-care-and-paid-family-care](http://www.health.govt.nz/publication/targeted-engagement-funded-family-care-and-paid-family-care) ) and opportunities for further engagement, including with Māori and Pasifika are being considered by the Ministry for early 2019. [↑](#endnote-ref-39)
40. See [www.health.govt.nz/publication/evaluation-funded-family-care](http://www.health.govt.nz/publication/evaluation-funded-family-care). [↑](#endnote-ref-40)
41. There were 13 claims for compensation for non-payment of family carers before October 2013. Those claims were amalgamated into one set of proceedings which were due for hearing in February 2019, before being discontinued. [↑](#endnote-ref-41)
42. See the Child Poverty Act 2018 and amendments to the Children’s Act 2014. [↑](#endnote-ref-42)
43. “Whānau” is the Te Reo word for “extended family, family group, a familiar term of address to a number of people – the primary economic unit of traditional Māori society. In the modern context the term is sometimes used to include friends who may not have any kinship ties to other members. “Ora” is the Te Reo word for “to be alive, well, safe, cured, recovered, healthy, fit, healed”. See: [www.tpk.govt.nz/en/whakamahia/whanau-ora](https://www.tpk.govt.nz/en/whakamahia/whanau-ora). [↑](#endnote-ref-43)
44. See [www.education.govt.nz/early-childhood/teaching-and-learning/learning-tools-and-resources/early-intervention/](https://www.education.govt.nz/early-childhood/teaching-and-learning/learning-tools-and-resources/early-intervention/). [↑](#endnote-ref-44)
45. See [www.health.govt.nz/our-work/life-stages/child-health/b4-school-check](https://www.health.govt.nz/our-work/life-stages/child-health/b4-school-check). [↑](#endnote-ref-45)
46. See [www.education.govt.nz/school/student-support/special-education/day-special-schools-for-students-with-high-needs/](http://www.education.govt.nz/school/student-support/special-education/day-special-schools-for-students-with-high-needs/). [↑](#endnote-ref-46)
47. See <https://education.govt.nz/school/student-support/special-education/intensive-wraparound-service-iws/>. [↑](#endnote-ref-47)
48. See <http://inclusive.tki.org.nz/guides>. [↑](#endnote-ref-48)
49. This survey provides the most comprehensive current data on disabled women. See [www.stats.govt.nz/information-releases/disability-survey-2013](http://www.stats.govt.nz/information-releases/disability-survey-2013). [↑](#endnote-ref-49)
50. The Sexual Violence Prevention Advisory Board (the Advisory Board) comprises officials from agencies involved in the funding, management and delivery of sexual violence prevention activities, as well as sector representatives, and independent representatives from key population groups. [↑](#endnote-ref-50)
51. See <http://www.areyouok.org.nz/assets/AreyouOK/Resources/disability-booklet-newest-1.pdf>. [↑](#endnote-ref-51)
52. See <https://women.govt.nz/news/more-women-public-boards>. [↑](#endnote-ref-52)
53. See <https://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/about-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-2016-2026/2016-revision-of-the-strategy/new-zealand-disability-strategy-revision-reference-group/>. [↑](#endnote-ref-53)
54. The New Zealand Sign Language Board of ten currently includes four women, two of whom are Deaf. The Chair is a Deaf woman. In line with its Terms of Reference, recruitment by June 2019 to replace members who are standing down is expected to further improve representation on the Board. [↑](#endnote-ref-54)
55. ‘Whaia te Ao Marama’ in Te Reo means pursuing the world of enlightenment. For the purposes of the plan, ‘Whāia te ao mārama’ means to pursue and enable a good life that is self-determined, through enlightened supports. See [www.health.govt.nz/our-work/disability-services/maori-disability-support-services/te-ao-marama-group](https://www.health.govt.nz/our-work/disability-services/maori-disability-support-services/te-ao-marama-group). [↑](#endnote-ref-55)
56. We did not collect data on the number of disabled women who have been involved in the co-design of the disability support system transformation. [↑](#endnote-ref-56)
57. Disabled people had an additional place on the Governance Group, but chose to increase the representation of Pacific people by including a Pacific representative instead. [↑](#endnote-ref-57)
58. ‘Faiva Ora’ is the name of the National Pasifika Disability Plan. Faiva Ora translates to ‘the work for life’. It embodies the Pasifika spirit of working together to support Pacific disabled peoples and their families to live inclusive and fulfilling lives and to participate in their communities. See [www.health.govt.nz/our-work/disability-services/pasifika-disability-support-services/faiva-ora-leadership-group](http://www.health.govt.nz/our-work/disability-services/pasifika-disability-support-services/faiva-ora-leadership-group). [↑](#endnote-ref-58)
59. See [www.msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/work-programmes/initiatives/weag/welfare-expert-advisory-group-appointment-of-members-cabinet-paper.pdf](http://www.msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/work-programmes/initiatives/weag/welfare-expert-advisory-group-appointment-of-members-cabinet-paper.pdf). [↑](#endnote-ref-59)
60. See <https://www.hnzc.co.nz/about-us/our-structure/>. [↑](#endnote-ref-60)
61. Section 11(2)(c), *Oranga Tamariki Act 1989.* [↑](#endnote-ref-61)
62. Kōrero refers to “speech, narrative, story, news, account, discussion, conversation, discourse, statement, information”. Mātauranga refers to “knowledge, wisdom, understanding, skill. It also means education – an extension of the original meaning and commonly used in modern Māori with this meaning.” [↑](#endnote-ref-62)
63. See [www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/resources/child-impact-assessment.html](http://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/resources/child-impact-assessment.html). [↑](#endnote-ref-63)
64. See [www.msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/publications-resources/resources/child-impact-assessment-guide.pdf](http://www.msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/publications-resources/resources/child-impact-assessment-guide.pdf). [↑](#endnote-ref-64)
65. Oranga Tamariki Act 1989, section 5(1)(b)(i) [↑](#endnote-ref-65)
66. See <https://practice.orangatamariki.govt.nz/knowledge-base-practice-frameworks/>. [↑](#endnote-ref-66)
67. See <http://www.hcn.govt.nz/about-hcn/index.html>. [↑](#endnote-ref-67)
68. Mana Whaikaha reflects people’s strength, mana (influence, dignity) and mauri (life essence). Whaikaha means to have strength, to have ability, to be otherly abled, and to be enabled. See <https://manawhaikaha.co.nz/about-us/mana-whaikaha-korero/>. [↑](#endnote-ref-68)
69. Anyone in MidCentral can ask for support for a child or young person who may or may not have a diagnosis and needs additional support to thrive. Requests for support can be from parents, health professionals, teachers, Connectors, or ACC. The group is supported by paediatricians, Child Development Services, Explore, Child, Adolescent and Family Mental Health Services, Community Mental Health Services, Ministry of Education – Learning Support, Oranga Tamariki, Mana Whaikaha, Accident Compensation Corporation (ACC), and other agencies. [↑](#endnote-ref-69)
70. See [www.legislation.govt.nz/regulation/public/2018/0223/latest/whole.html](http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2018/0223/latest/whole.html). [↑](#endnote-ref-70)
71. LGBTQI is an abbreviation of lesbian, gay, bisexual, transgender, questioning (or: queer), intersex. [↑](#endnote-ref-71)
72. See <https://www.orangatamariki.govt.nz/news/care-standards-support-tamariki-and-caregivers/>. [↑](#endnote-ref-72)
73. Reference to 1993 relates to two events – when the Mental Health (Compulsory Assessment and Treatment) Act 1992 came into force and the establishment of Regional Health Authorities and Crown Health Enterprises on 1 July 1993. After 1993, there was a range of new mechanisms established, including the Health and Disability Commissioner, appointment of District Inspectors, audit agencies for aged care and residential care facilities etc, for investigation of complaints and to seek redress from agencies. [↑](#endnote-ref-73)
74. See [www.hdc.org.nz/](http://www.hdc.org.nz/). [↑](#endnote-ref-74)
75. See <http://www.ombudsman.parliament.nz/>. [↑](#endnote-ref-75)
76. See [www.corrections.govt.nz/about\_us/who\_we\_are/office\_of\_the\_inspectorate.html](http://www.corrections.govt.nz/about_us/who_we_are/office_of_the_inspectorate.html). [↑](#endnote-ref-76)
77. Oranga Tamariki (National Care Standards and Related Matters) Regulations 2018. See [www.legislation.govt.nz/regulation/public/2018/0111/latest/LMS56030.html](http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2018/0111/latest/LMS56030.html). [↑](#endnote-ref-77)
78. “Hapū” is the Te Reo word meaning “(noun) kinship group, clan, tribe, subtribe – section of a large kinship group and the primary political unit in traditional Māori society. It consisted of a number of whānau sharing descent from a common ancestor, usually being named after the ancestor, but sometimes from an important event in the group’s history. A number of related hapū usually shared adjacent territories forming a looser tribal federation (iwi).” [↑](#endnote-ref-78)
79. “Iwi” is the Te reo word meaning “(noun) extended kinship group, tribe, nation, people, nationality, race – often refers to a large group of people descended from a common ancestor and associated with a distinct territory.” [↑](#endnote-ref-79)
80. See <https://www.likeminds.org.nz/>. [↑](#endnote-ref-80)
81. The programme is currently focusing its efforts particularly on workplaces, media, and champions or leads in community activities, and family, whānau and friends of people experiencing mental distress. Further information about the programme is available in the *Like Minds, Like Mine National Plan 2014–2019: Programme to Increase Social Inclusion and Reduce Stigma and Discrimination for People with Experience of Mental Illness*, at <https://www.health.govt.nz/publication/minds-mine-national-plan-2014-2019>. [↑](#endnote-ref-81)
82. See <http://msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/work-programmes/initiatives/disabilityconfidentnz/index.html>. [↑](#endnote-ref-82)
83. See <https://www.health.govt.nz/our-work/mental-health-and-addictions/national-depression-initiative>. [↑](#endnote-ref-83)
84. Action 10(b) refers, *Disability Action Plan 2014–2018,* [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-5-accessibility/](http://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-5-accessibility/). [↑](#endnote-ref-84)
85. March 2005. See [www.mfe.govt.nz/sites/default/files/urban-design-protocol-colour.pdf](http://www.mfe.govt.nz/sites/default/files/urban-design-protocol-colour.pdf). [↑](#endnote-ref-85)
86. The guidelines cover a wide range of design features including pedestrian facility design, tactile ground surface indicators, audible tactile traffic signals, kerb crossing design and universal access to public transport. The guide uses universal design principles. [↑](#endnote-ref-86)
87. The Pedestrian Planning and Design Guide provides guidance for planning and designing for the walking environment for a wide range of users, including mobility impaired and wheeled pedestrians. [↑](#endnote-ref-87)
88. The Minister for Housing and Urban Development and Transport is Hon Phil Twyford. [↑](#endnote-ref-88)
89. Housing NZ Corporation is a Crown agent that provides housing services for New Zealanders in need. Housing NZ Corporation owns or manages a rental housing portfolio of over 64,000 homes for approximately 184,000 people. [↑](#endnote-ref-89)
90. See <https://www.hud.govt.nz/residential-housing/kiwibuild/>. [↑](#endnote-ref-90)
91. The measure for wheelchair accessible taxis is reported via regional councils and Auckland Transport and is measured by the number of hoist vehicles available on the Total Mobility Scheme. In 2016/17, there were 382 hoist vehicles registered on the Total Mobility Scheme, made up of the taxi fleet and other small passenger service vehicles operating hoists under this scheme. The Total Mobility Scheme assists eligible people, with long term impairments to access appropriate transport to meet their daily needs and enhance their community participation. This assistance is provided in the form of subsidised door to door transport services wherever scheme transport providers operate. [↑](#endnote-ref-91)
92. Source NZTA’s PT Performance data tool <http://www.nzta.govt.nz/assets/userfiles/transport-data/PTPerformance.html>. Reported to NZTA by regional councils and Auckland Transport. See [www.transport.govt.nz/assets/Uploads/About/Documents/Accessibility-report.pdf](http://www.transport.govt.nz/assets/Uploads/About/Documents/Accessibility-report.pdf) All buses operating in Rotorua, Canterbury, Gisborne, Hawkes Bay, Marlborough, Whangarei and Waikato are accessible. [↑](#endnote-ref-92)
93. CDEM agencies are all those agencies with roles and responsibilities as set out in the National Civil Defence Emergency Management Plan Order 2015. This totals over 60 organisations including central government, local government, lifeline utilities, and non-government organisations. [↑](#endnote-ref-93)
94. Deaf Aotearoa New Zealand Tāngata Turi is “a national organisation representing the voice of Deaf people, and the national service provider for Deaf people in New Zealand”. See <http://deaf.org.nz/>. [↑](#endnote-ref-94)
95. These interpreters are mindful of the need to communicate information in ways that Deaf people with lower levels of literacy can understand. [↑](#endnote-ref-95)
96. The Protection of Personal and Property Rights Act 1988 provides for the protection and promotion of the personal and property rights of persons who are not fully able to manage their own affairs. There are currently no plans to revise this Act. [↑](#endnote-ref-96)
97. See [www.hdc.org.nz/your-rights/about-the-code/code-of-health-and-disability-services-consumers-rights/](http://www.hdc.org.nz/your-rights/about-the-code/code-of-health-and-disability-services-consumers-rights/). [↑](#endnote-ref-97)
98. See [www.hdc.org.nz/your-rights/about-the-code/code-of-health-and-disability-services-consumers-rights/](http://www.hdc.org.nz/your-rights/about-the-code/code-of-health-and-disability-services-consumers-rights/). [↑](#endnote-ref-98)
99. See [www.health.govt.nz/publication/funded-family-care-operational-policy](http://www.health.govt.nz/publication/funded-family-care-operational-policy). [↑](#endnote-ref-99)
100. Ministry of Justice data. [↑](#endnote-ref-100)
101. The Accident Compensation (Review Costs and Appeals) Regulations 2002 stipulate amounts. The prescribed amounts were increased in June 2017 and are being further reviewed by the Ministry of Business, Innovation and Employment. [↑](#endnote-ref-101)
102. This is more than four times the number served by the existing ACC-funded advocacy services. [↑](#endnote-ref-102)
103. This was a recommendation from ‘Miriam Dean QCs Independent Review of Acclaim Otago’s Report into Accident Compensation Dispute Resolution Processes (the Independent Review)’. One of the Independent Review’s recommendations is for ACC to consider funding a free nationwide advocacy service and promote advocacy organisations. [↑](#endnote-ref-103)
104. Reviewers are independent contractors who serve as adjudicators. [↑](#endnote-ref-104)
105. The Tribunals Powers and Procedures Bill – enacted 13 November 2018. [↑](#endnote-ref-105)
106. Legal aid is available for proceedings in some tribunals including the Tenancy Tribunal, Social Security Appeal Authority, and Waitangi Tribunal. [↑](#endnote-ref-106)
107. See [www.pmcsa.org.nz/wp-content/uploads/Discussion-paper-on-preventing-youth-offending-in-NZ.pdf](http://www.pmcsa.org.nz/wp-content/uploads/Discussion-paper-on-preventing-youth-offending-in-NZ.pdf) for: *It’s never too early, never too late: A discussion paper on preventing youth offending in New Zealand*, 12 June 2018, Office of the Prime Minister’s Chief Science Advisor. Page 18 draws on international evidence on mental health and developmental disorders, noting that in NZ, 92% of young people in youth-justice residences showed significant difficulties in at least one area of achievement (IQ, attention, literacy, numeracy, verbal abilities). [↑](#endnote-ref-107)
108. See [www.growingup.co.nz/en.html](http://www.growingup.co.nz/en.html). [↑](#endnote-ref-108)
109. In our 2015 response to the Concluding Observations, we noted that in New Zealand’s system of government, the principle of judicial independence requires that the Government does not direct the Institute of Judicial Studies as to the provision of educational resources for the Judiciary. [↑](#endnote-ref-109)
110. “He ara oranga” is Te Reo meaning “pathways to wellness”. See <https://www.mentalhealth.inquiry.govt.nz/inquiry-report/>. [↑](#endnote-ref-110)
111. In 2018, the Government initiated an Inquiry into Mental Health and Addiction to identify how to better serve people’s needs and improve the mental health and addiction system. The Inquiry report is available at: <https://mentalhealth.inquiry.govt.nz/inquiry-report/he-ara-oranga/>. [↑](#endnote-ref-111)
112. This was action 9(d) of the *Disability Action Plan 2014–2018.* See [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-7-choice-and-control/](http://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-7-choice-and-control/). [↑](#endnote-ref-112)
113. Further information on the Tribunal’s activities is published annually in the Office of the Director of Mental Health Annual Report, available on the Ministry of Health website. [↑](#endnote-ref-113)
114. Further information on the Tribunal’s activities is published annually in the Office of the Director of Mental Health Annual Report, available on the Ministry of Health website. [↑](#endnote-ref-114)
115. District Inspectors are lawyers appointed under the Mental Health Act. [↑](#endnote-ref-115)
116. Intellectual Disability (Compulsory Care and Rehabilitation) Act 2003, Section 72. [↑](#endnote-ref-116)
117. Intellectual Disability (Compulsory Care and Rehabilitation) Act 2003, Section 74. [↑](#endnote-ref-117)
118. Intellectual Disability (Compulsory Care and Rehabilitation) Act 2003, Section 77. [↑](#endnote-ref-118)
119. Intellectual Disability (Compulsory Care and Rehabilitation) Act 2003, Part 7. [↑](#endnote-ref-119)
120. Criminal Procedure (Mentally Impaired Persons) Act 2003, sections 8A, 10–13. [↑](#endnote-ref-120)
121. Criminal Procedure (Mentally Impaired Persons) Act 2003, section 24. [↑](#endnote-ref-121)
122. Between 2014 and 2017, there was a 10.5% decrease in the number of seclusion hours but a 5.3% increase in the number of people secluded in adult mental health services. The downward trend in the use of seclusion has recently steadied. [↑](#endnote-ref-122)
123. See [www.hqsc.govt.nz/blog/why-eliminating-seclusion-by-2020-is-an-aspirational-goal/](https://www.hqsc.govt.nz/blog/why-eliminating-seclusion-by-2020-is-an-aspirational-goal/). [↑](#endnote-ref-123)
124. Māori continue to be secluded at a disproportionate rate to other groups of service users. [↑](#endnote-ref-124)
125. See [www.tepou.co.nz/initiatives/safe-practice-effective-communication/225](https://www.tepou.co.nz/initiatives/safe-practice-effective-communication/225). [↑](#endnote-ref-125)
126. See [www.health.govt.nz/publication/night-safety-procedures-transitional-guideline](http://www.health.govt.nz/publication/night-safety-procedures-transitional-guideline). [↑](#endnote-ref-126)
127. See [www.health.govt.nz/publication/office-director-mental-health-annual-report-2016](http://www.health.govt.nz/publication/office-director-mental-health-annual-report-2016). [↑](#endnote-ref-127)
128. Ministry of Health, extracted from PRIMHD national mental health dataset on 21/12/2018. [↑](#endnote-ref-128)
129. In NZ, the Office of the Ombudsman is the National Preventive Mechanism under the Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment for health and disability settings. [↑](#endnote-ref-129)
130. The gazette notice officially changing the Ombudsman’s designation can be found at <https://gazette.govt.nz/notice/id/2018-go2603>. [↑](#endnote-ref-130)
131. See [www.health.govt.nz/our-work/regulation-health-and-disability-system/certification-health-care-services/services-standards](http://www.health.govt.nz/our-work/regulation-health-and-disability-system/certification-health-care-services/services-standards). [↑](#endnote-ref-131)
132. Directors of Area Mental Health Services under the Mental Health Act and Compulsory Care Coordinators under the Intellectual Disability (Compulsory Care and Rehabilitation) Act. [↑](#endnote-ref-132)
133. Further statistics are provided in the Office of the Director of Mental Health Annual Reports on the Ministry of Health website [www.health.govt.nz](http://www.health.govt.nz). Note that 2017 figures are provisional until published in early 2019. [↑](#endnote-ref-133)
134. The Health and Disability Commissioner (HDC), the independent watchdog, investigates complaints and makes recommendations to health and disability service providers. HDC publishes annual reports on its activities. In 2016/17, HDC received 2211 complaints about health and disability services (compared with 1958 complaints in 2015/16 and 1880 in 2014/15). These covered a wide range of complaints, not just those relevant to the Convention. 80 formal investigations were completed, of which 61 resulted in breach opinions, 11 providers were referred to the Director of Proceedings responsible for bringing a case in front of the Health Practitioners Disciplinary Tribunal or the Human Rights Review Tribunal. Complaints received by HDC relating to mental health inpatient units: 69 in 2015/2016; 85 in 2016/2017; 87 in 2017/2018. If a patient is unhappy with the handling of a complaint, they may make a further complaint to the Ombudsman. [↑](#endnote-ref-134)
135. Optional Protocol to the Convention against Torture inspection reports are published on the Ombudsman’s website, [www.ombudsman.parliament.nz/what-we-do/protecting-your-rights/monitoring-places-of-detention](http://www.ombudsman.parliament.nz/what-we-do/protecting-your-rights/monitoring-places-of-detention). [↑](#endnote-ref-135)
136. See [www.education.govt.nz/ministry-of-education/legislation/the-education-update-amendment-act/](http://www.education.govt.nz/ministry-of-education/legislation/the-education-update-amendment-act/). [↑](#endnote-ref-136)
137. See [www.education.govt.nz/news/new-rules-for-using-physical-restraint-in-schools/](http://www.education.govt.nz/news/new-rules-for-using-physical-restraint-in-schools/). [↑](#endnote-ref-137)
138. See [www.education.govt.nz/assets/Documents/School/Managing-and-supporting-students/Guidance-for-New-Zealand-Schools-on-Behaviour-Mgmt-to-Minimise-Physical-....pdf](http://www.education.govt.nz/assets/Documents/School/Managing-and-supporting-students/Guidance-for-New-Zealand-Schools-on-Behaviour-Mgmt-to-Minimise-Physical-....pdf). [↑](#endnote-ref-138)
139. Draft Terms of Reference for the Inquiry provide that the Inquiry will be “responsive where differential impact is evident, e.g. by gender, people identifying as lesbian, gay, bisexual, transgender, queer and intersex, Pacific People, disabled people and people who have experienced mental health issues”. The draft Terms of Reference, and the language used, has been the subject of public consultation and remains subject to final Cabinet approval. [↑](#endnote-ref-139)
140. NetSafe is a not for profit organisation and is the approved agency authorised under the Harmful Digital Communications Act 2015.See [www.netsafe.org.nz/](http://www.netsafe.org.nz/). [↑](#endnote-ref-140)
141. See <http://areyouok.org.nz/>. [↑](#endnote-ref-141)
142. See <http://www.pasefikaproud.co.nz/>. [↑](#endnote-ref-142)
143. See <https://etuwhanau.org.nz>. [↑](#endnote-ref-143)
144. See <https://safetotalk.nz>. [↑](#endnote-ref-144)
145. See <http://www.legislation.govt.nz/act/public/2018/0046/latest/whole.html>. Changes to the Act include: recognising that disabled people may be particularly vulnerable to family violence; clarifying that the definition of psychological abuse includes hindering or removing access to a person’s aid, medication or other support that affects their quality of life in situations where a person cannot withdraw from the care of another person due to age, disability or health condition; requiring the court to take into account the views of people ‘lacking capacity’ when making a protection order on their behalf (protection orders can stop or limit contact between people); enabling the court to make special conditions on protection orders to address violence against a person who is particularly vulnerable, due to age, disability or health condition. [↑](#endnote-ref-145)
146. See [www.health.govt.nz/publication/prevention-and-management-abuse-guide-services-funded-disability-support-services](http://www.health.govt.nz/publication/prevention-and-management-abuse-guide-services-funded-disability-support-services). [↑](#endnote-ref-146)
147. This support is provided for people who experience mental injury caused by certain criminal acts (major sex offences covered by the Crimes Act 1961) referred to as sensitive claims; work-related mental injury; and mental injury caused by injury. [↑](#endnote-ref-147)
148. See [www.workandincome.govt.nz/eligibility/health-and-disability/counselling.html](http://www.workandincome.govt.nz/eligibility/health-and-disability/counselling.html). [↑](#endnote-ref-148)
149. Action 7(b) of the *Disability Action Plan 2014–2018* refers: Explore the framework that protects the bodily integrity of disabled children and disabled adults against non-therapeutic medical procedures, including the issue of consent. This action will focus initially on options to protect against non-therapeutic sterilisation without the fully informed consent of the individual. See [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-7-choice-and-control/](https://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-7-choice-and-control/). [↑](#endnote-ref-149)
150. Contraception, Sterilisation, and Abortion Act 1977, see [www.legislation.govt.nz/act/public/1977/0112/latest/DLM17680.html](http://www.legislation.govt.nz/act/public/1977/0112/latest/DLM17680.html). [↑](#endnote-ref-150)
151. The Protection of Personal and Property Rights Act 1988. [↑](#endnote-ref-151)
152. New Zealand Bill of Rights Act 1990, section 11. [↑](#endnote-ref-152)
153. The Code of Health and Disability Services Consumers’ Rights, Right 7(4). [↑](#endnote-ref-153)
154. The term “Ashley Treatment” is commonly used to refer to growth attenuation treatment to limit a child’s growth in size and prevent changes through puberty. The term comes from the story of a child, “Ashley X”, from the USA, who underwent these procedures in 2004–2006. [↑](#endnote-ref-154)
155. <https://www.noted.co.nz/health/health/how-a-waikato-family-fought-to-stop-their-disabled-daughters-growth/>. [↑](#endnote-ref-155)
156. See <http://www.donaldbeasley.org.nz/>. [↑](#endnote-ref-156)
157. See [www.health.govt.nz/system/files/documents/publications/resettlement-of-kimberley-residents.pdf](http://www.health.govt.nz/system/files/documents/publications/resettlement-of-kimberley-residents.pdf). [↑](#endnote-ref-157)
158. See [www.health.govt.nz/your-health/services-and-support/disability-services/types-disability-support/new-model-supporting-disabled-people/choice-community-living](https://www.health.govt.nz/your-health/services-and-support/disability-services/types-disability-support/new-model-supporting-disabled-people/choice-community-living). [↑](#endnote-ref-158)
159. Auckland and Waikato. [↑](#endnote-ref-159)
160. It is available in the Hutt, Otago and Southland regions. [↑](#endnote-ref-160)
161. Housing NZ Corporation is a Crown agent that provides housing services for New Zealanders in need. [↑](#endnote-ref-161)
162. See [www.stats.govt.nz/information-releases/well-being-statistics-2016](http://www.stats.govt.nz/information-releases/well-being-statistics-2016). [↑](#endnote-ref-162)
163. See [www.health.govt.nz/our-work/disability-services/contracting-and-working-disability-support-services/equipment-and-modification-services](http://www.health.govt.nz/our-work/disability-services/contracting-and-working-disability-support-services/equipment-and-modification-services). [↑](#endnote-ref-163)
164. Action 9(g), Disability Action Plan 2014–2018 refers. See [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-5-accessibility](https://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-5-accessibility). [↑](#endnote-ref-164)
165. Te Reo Māori is the indigenous language of Aotearoa/New Zealand. [↑](#endnote-ref-165)
166. See [www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/newsroom/2018/accessible-public-information.html](https://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/newsroom/2018/accessible-public-information.html). [↑](#endnote-ref-166)
167. Namely the DPOs representing print disabilities: Association of Blind Citizens New Zealand, Deaf Aotearoa and People First New Zealand. Action 9(a), Disability Action Plan 2014–2018 refers. See [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-5-accessibility/](https://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-5-accessibility/). [↑](#endnote-ref-167)
168. See [www.parliament.nz/resource/en-NZ/SCR\_74810/949a5e80d88b6ccea3f190aa4fe37137834e81bc](http://www.parliament.nz/resource/en-NZ/SCR_74810/949a5e80d88b6ccea3f190aa4fe37137834e81bc). [↑](#endnote-ref-168)
169. Cabinet Minute (03)41/2B. See [www.digital.govt.nz/standards-and-guidance/design-and-ux/accessibility/](http://www.digital.govt.nz/standards-and-guidance/design-and-ux/accessibility/). [↑](#endnote-ref-169)
170. Expenses for equipment and workplace modification on average are approximately $0.5m per year. [↑](#endnote-ref-170)
171. Agreements are made under both sections for out-of-home care for disabled children or young people. S141 agreements are with providers approved under s396 of the Act and s142 agreements are with providers registered under the Disabled Persons Community Welfare Act 1975. [↑](#endnote-ref-171)
172. Information about the review, and a copy of the consultation findings, are available on the Ministry of Social Development website: [www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/work-programmes/policy-development/disabled-children-project/index.html](http://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/work-programmes/policy-development/disabled-children-project/index.html). [↑](#endnote-ref-172)
173. Information about the review, and a copy of the consultation findings, are available on the Ministry of Social Development website: [www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/work-programmes/policy-development/disabled-children-project/index.html](http://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/work-programmes/policy-development/disabled-children-project/index.html). [↑](#endnote-ref-173)
174. See [www.legislation.govt.nz/act/public/1955/0093/35.0/DLM292661.html](http://www.legislation.govt.nz/act/public/1955/0093/35.0/DLM292661.html). [↑](#endnote-ref-174)
175. HC New Plymouth CP31/92, 18 October 1993. [↑](#endnote-ref-175)
176. See www.healthed.govt.nz/resource/antenatal-screening-and-testing-down-syndrome-and-other-conditions. [↑](#endnote-ref-176)
177. See <http://www.nzdsa.org.nz/>. [↑](#endnote-ref-177)
178. The *Education Act 1989*,Section 8. [↑](#endnote-ref-178)
179. The Dispute resolution Process is available in Auckland, Whanganui/Manawatu, Nelson/Marlborough/West Coast. See <https://parents.education.govt.nz/learning-support/learning-support-needs/resolving-problems-about-your-childs-learning-support/>. [↑](#endnote-ref-179)
180. A Board of Trustees is the governing body of a school. [↑](#endnote-ref-180)
181. See <https://gazette.govt.nz/notice/id/2017-gs3288>. [↑](#endnote-ref-181)
182. See <https://www.beehive.govt.nz/release/new-workforce-game-changer-kids-learning-needs>. [↑](#endnote-ref-182)
183. *The* *Bullying Prevention Advisory Group* is a partnership of 15 organisations from the education, health, justice and social sectors and internet safety and human rights advocacy groups. [↑](#endnote-ref-183)
184. Data found here: [www.educationcounts.govt.nz/statistics/special-education/ongoing-resourcing-scheme](https://www.educationcounts.govt.nz/statistics/special-education/ongoing-resourcing-scheme). [↑](#endnote-ref-184)
185. “Kaitakawaenga” is the Te Reo word meaning “mediator, arbitrator”. [↑](#endnote-ref-185)
186. “Tamariki” is the Te Reo word meaning “children – normally used only in the plural”. [↑](#endnote-ref-186)
187. “Whānau” is the Te Reo word meaning “extended family, family group, a familiar term of address to a number of people – the primary economic unit of traditional Māori society. In the modern context the term is sometimes used to include friends who may not have any kinship ties to other members.” [↑](#endnote-ref-187)
188. “Hapū” is the Te Reo word meaning “kinship group, clan, tribe, subtribe – section of a large kinship group and the primary political unit in traditional Māori society. It consisted of a number of whānau sharing descent from a common ancestor, usually being named after the ancestor, but sometimes from an important event in the group’s history. A number of related hapū usually shared adjacent territories forming a looser tribal federation (iwi).” [↑](#endnote-ref-188)
189. “Iwi” is the Te Reo word meaning “extended kinship group, tribe, nation, people, nationality, race – often refers to a large group of people descended from a common ancestor and associated with a distinct territory.” [↑](#endnote-ref-189)
190. See [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-3-health-and-wellbeing/](http://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/outcome-3-health-and-wellbeing/). [↑](#endnote-ref-190)
191. See [www.tepou.co.nz/uploads/files/resource-assets/improving-access-to-primary-care-for-disabled-people.pdf](http://www.tepou.co.nz/uploads/files/resource-assets/improving-access-to-primary-care-for-disabled-people.pdf) (2013). [↑](#endnote-ref-191)
192. “he korowai oranga” is Te Reo meaning “the cloak of wellness”. [↑](#endnote-ref-192)
193. See [www.health.govt.nz/our-work/populations/maori-health/he-korowai-oranga](http://www.health.govt.nz/our-work/populations/maori-health/he-korowai-oranga). [↑](#endnote-ref-193)
194. ‘Whaia te Ao Marama’ in Te Reo means pursuing the world of enlightenment. For the purposes of the plan, ‘Whāia te ao mārama’ means to pursue and enable a good life that is self-determined, through enlightened supports. [↑](#endnote-ref-194)
195. See [www.health.govt.nz/publication/whaia-te-ao-marama-2018-2022-maori-disability-action-plan](http://www.health.govt.nz/publication/whaia-te-ao-marama-2018-2022-maori-disability-action-plan). [↑](#endnote-ref-195)
196. “Kaupapa” is Te Reo meaning “(noun) topic, policy, matter for discussion, plan, purpose, scheme, proposal, agenda, subject, programme, theme, issue, initiative.” The Kaupapa inquiries deal with nationally significant matters affecting Māori across New Zealand, and are not specific to any particular geographical area. The Kaupapa Inquiry Programme was issued in 2015 by the Waitangi Tribunal’s Chairperson, Chief Judge Wilson Isaac. See [www.waitangitribunal.govt.nz/inquiries/kaupapa-inquiries/health-services-and-outcomes-inquiry/](http://www.waitangitribunal.govt.nz/inquiries/kaupapa-inquiries/health-services-and-outcomes-inquiry/). [↑](#endnote-ref-196)
197. ‘Ala Mo’ui is a combination of a number of Pacific languages meaning ‘pathways to the essence of life force’. It represents the holistic view of health and wellbeing, encompassing the physical, mental, cultural and spiritual dimensions that are important to Pacific people: Tongan (‘Ala Mo’ui), Niuean (Ala Moui), Samoan (Ala), Cook Island Maori (Ara), Tokelauan (Ala), Tuvaluan (Ala). See [www.health.govt.nz/publication/ala-moui-pathways-pacific-health-and-wellbeing-2014-2018](http://www.health.govt.nz/publication/ala-moui-pathways-pacific-health-and-wellbeing-2014-2018). [↑](#endnote-ref-197)
198. ‘Faiva Ora’ is the name of the National Pasifika Disability Plan. Faiva Ora translates to ‘the work for life’. It embodies the Pasifika spirit of working together to support Pacific disabled peoples and their families to live inclusive and fulfilling lives and to participate in their communities. See [www.health.govt.nz/our-work/disability-services/pasifika-disability-support-services/faiva-ora-leadership-group](http://www.health.govt.nz/our-work/disability-services/pasifika-disability-support-services/faiva-ora-leadership-group). [↑](#endnote-ref-198)
199. See [www.health.govt.nz/our-work/disability-services/pasifika-disability-support-services/faiva-ora-leadership-group](http://www.health.govt.nz/our-work/disability-services/pasifika-disability-support-services/faiva-ora-leadership-group). [↑](#endnote-ref-199)
200. See [www.health.govt.nz/publication/new-zealand-framework-dementia-care](http://www.health.govt.nz/publication/new-zealand-framework-dementia-care). [↑](#endnote-ref-200)
201. Launched in 2016. See [www.health.govt.nz/publication/healthy-ageing-strategy](http://www.health.govt.nz/publication/healthy-ageing-strategy). [↑](#endnote-ref-201)
202. Services include specialised assessment, treatment and rehabilitation services, child development services, equipment and modifications, residential and non-residential community rehabilitation services, rehabilitation services for intellectually disabled offenders under the Intellectual Disability Act and low vision rehabilitation service. [↑](#endnote-ref-202)
203. “Te tiriti o Waitangi” is Te Reo for “the Treaty of Waitangi”. See <http://archives.govt.nz/provenance-of-power/te-tiriti-o-waitangi/view-te-tiriti-o-waitangi-online>. [↑](#endnote-ref-203)
204. See <https://www.hdc.org.nz/your-rights/about-the-code/code-of-health-and-disability-services-consumers-rights/>. [↑](#endnote-ref-204)
205. The NZ Disability Support Network is a network of not-for-profit organisations and some for-profit NGOs that provide support services to disabled people, mainly through contracts with government. See [www.nzdsn.org.nz/](https://www.nzdsn.org.nz/). [↑](#endnote-ref-205)
206. See [www.nzdsn.org.nz/employment-support-practice-guidelines-how-to-support-disabled-people-to-get-the-job-they-want/](https://www.nzdsn.org.nz/employment-support-practice-guidelines-how-to-support-disabled-people-to-get-the-job-they-want/). [↑](#endnote-ref-206)
207. See <https://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/work-programmes/initiatives/disabilityconfidentnz/lead-toolkit/index.html>. [↑](#endnote-ref-207)
208. “Oranga mahi” is Te Reo meaning wellness through work. [↑](#endnote-ref-208)
209. See [www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/corporate/annual-report/2016-2017/reducing-the-welfare-liability.html](http://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/corporate/annual-report/2016-2017/reducing-the-welfare-liability.html). [↑](#endnote-ref-209)
210. Waitemata is an area in North and West Auckland region. [↑](#endnote-ref-210)
211. Under the Disabled Persons Employment Promotion Act 1960, operators of sheltered workshops were exempted from applying the same employment conditions required elsewhere. [↑](#endnote-ref-211)
212. See [www.employment.govt.nz/hours-and-wages/pay/minimum-wage/minimum-wage-exemptions/](http://www.employment.govt.nz/hours-and-wages/pay/minimum-wage/minimum-wage-exemptions/) [↑](#endnote-ref-212)
213. Action 2b refers, Disability Action Plan 2014–2018. See [www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/employment-and-economic-security/](http://www.odi.govt.nz/nz-disability-strategy/employment-and-economic-security/). [↑](#endnote-ref-213)
214. See [www.stats.govt.nz/information-releases/household-labour-force-survey-estimated-working-age-population-december-2018-quarter](http://www.stats.govt.nz/information-releases/household-labour-force-survey-estimated-working-age-population-december-2018-quarter) [↑](#endnote-ref-214)
215. The WGSS of questions on disability were included from June 2017 onwards. [↑](#endnote-ref-215)
216. The sampling error associated with this estimate is 2.2 percentage points. [↑](#endnote-ref-216)
217. The sampling error associated with this estimate is 0.6 percentage points. [↑](#endnote-ref-217)
218. The sampling error associated with this estimate is 2.2 percentage points. [↑](#endnote-ref-218)
219. The sampling error associated with this estimate is 0.6 percentage points. [↑](#endnote-ref-219)
220. The sampling error associated with this estimate is 4.1 percentage points. [↑](#endnote-ref-220)
221. The sampling error associated with this estimate is 0.3 percentage points. [↑](#endnote-ref-221)
222. From 1 October 2017 to 31 December 2017, the median time to house was:

     • 200 days for applicants requiring a modified property

     • 58 days for applicants not requiring a modified property. [↑](#endnote-ref-222)
223. Out of 65,188 tenancies [↑](#endnote-ref-223)
224. The Ministry of Health spent $10m in the 2017/18 financial year on housing modifications. [↑](#endnote-ref-224)
225. These data relate to grants made by the Ministry of Health as part of Equipment and Modification Services between 2013 and 2017. [↑](#endnote-ref-225)
226. This data was provided from May 2018. [↑](#endnote-ref-226)
227. As at 31 December 2018 [↑](#endnote-ref-227)
228. The Accident Compensation Corporation funded a total of $26.5m of housing modifications in the 2017/18 financial year. [↑](#endnote-ref-228)
229. See [www.legislation.govt.nz/act/public/2018/0057/18.0/LMS8294.html](http://www.legislation.govt.nz/act/public/2018/0057/18.0/LMS8294.html). [↑](#endnote-ref-229)
230. See [www.legislation.govt.nz/act/public/2014/0040/latest/whole.html](http://www.legislation.govt.nz/act/public/2014/0040/latest/whole.html). [↑](#endnote-ref-230)
231. See [www.elections.org.nz/research-statistics/research/voter-and-non-voter-surveys](http://www.elections.org.nz/research-statistics/research/voter-and-non-voter-surveys). [↑](#endnote-ref-231)
232. The service was used by 714 voters in the 2014 General Election and 586 voters in the 2017 General Election. [↑](#endnote-ref-232)
233. This was first provided in 2017. [↑](#endnote-ref-233)
234. The Election Access Fund Bill, which is a Member’s Bill, was introduced in February 2018. If passed, the Bill will establish an Election Access Fund to be used by any disabled candidate to cover disability-related costs of standing in a general election, by not-for-profit bodies to cover costs of making election education events and materials accessible, and by registered political parties to support access needs of any members to allow them to participate within the party. The Bill passed its first reading in May 2018 and is currently before Select Committee. [↑](#endnote-ref-234)
235. The Speaker of Parliament is responsible for the Parliamentary Service and the Office of the Clerk. [↑](#endnote-ref-235)
236. See <https://sportnz.org.nz/assets/Uploads/Accessibility-Design-Guide-and-Checklist.pdf>. [↑](#endnote-ref-236)
237. Te Papa, a museum in Wellington, provides for accessibility including designing exhibitions to support visitors with differing levels of access (for example, those who are vision-impaired or require wheelchair access). Visitor experiences include sensory tours for blind and low-vision visitors, head sets for tour group attendees with hearing difficulties, ‘relaxed viewings’ of exhibitions for people with sensory issues (including autism) and tours in sign language during New Zealand Sign Language Week. See [www.tepapa.govt.nz/visit/plan-your-visit/accessibility](http://www.tepapa.govt.nz/visit/plan-your-visit/accessibility). [↑](#endnote-ref-237)
238. Heritage New Zealand Pouhere Taonga is a Crown entity that advocates for the protection of ancestral sites and heritage buildings in New Zealand. [↑](#endnote-ref-238)
239. Stats NZ worked with the Blind Foundation, IHC, CCS Disability Action, Women’s Refuge, People Firstand Deaf Radio. [www.census.govt.nz/how-can-i-do-it/](http://www.census.govt.nz/how-can-i-do-it/). [↑](#endnote-ref-239)
240. The Access Alliance is a group of Disabled People’s Organisations, Disability Service Providers, and Disability Advocacy Organisations who are lobbying for accessibility legislation ([www.accessalliance.org.nz/](http://www.accessalliance.org.nz/)). [↑](#endnote-ref-240)
241. [www.census.govt.nz/support-resources](http://www.census.govt.nz/support-resources). [↑](#endnote-ref-241)
242. See [www.stats.govt.nz/news/te-kupenga-2018-survey-of-maori-well-being-begins](http://www.stats.govt.nz/news/te-kupenga-2018-survey-of-maori-well-being-begins). [↑](#endnote-ref-242)
243. ‘Whaia te Ao Marama’ in Te Reo means pursuing the world of enlightenment. For the purposes of the plan, ‘Whāia te ao mārama’ means to pursue and enable a good life that is self-determined, through enlightened supports. See [www.health.govt.nz/our-work/disability-services/maori-disability-support-services/te-ao-marama-group](https://www.health.govt.nz/our-work/disability-services/maori-disability-support-services/te-ao-marama-group). [↑](#endnote-ref-243)
244. See www.health.govt.nz/news-media/news-items/demographic-report-published-clients-allocated-ministry-healths-disability-support-services. [↑](#endnote-ref-244)
245. These six key issues were identified by the Independent Monitoring Mechanism in their report to the Committee (November 2017) [www.hrc.co.nz/your-rights/people-disabilities/our-work/making-disability-rights-real/](http://www.hrc.co.nz/your-rights/people-disabilities/our-work/making-disability-rights-real/). [↑](#endnote-ref-245)
246. The Human Rights Commission is a national institution for the protection and promotion of human rights consistent with the Paris Principles. [↑](#endnote-ref-246)
247. See report here: [www.odi.govt.nz/united-nations-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/nzs-monitoring-framework/report-on-the-review-of-disabled-people-led-monitoring/](http://www.odi.govt.nz/united-nations-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/nzs-monitoring-framework/report-on-the-review-of-disabled-people-led-monitoring/). [↑](#endnote-ref-247)
248. See [www.odi.govt.nz/united-nations-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/nzs-monitoring-framework/monitoring-reports-and-responses/reports-from-imm-and-responses-from-government/](https://www.odi.govt.nz/united-nations-convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/nzs-monitoring-framework/monitoring-reports-and-responses/reports-from-imm-and-responses-from-government/).

     [↑](#endnote-ref-248)